



愛知

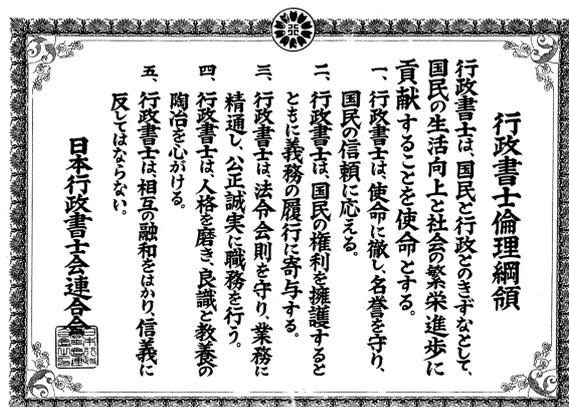
- 令和6年新年賀詞交歓会
- 初心者対象Jw_cad基礎研修会に関する研修会
- 愛知県行政書士会 第39回親睦ゴルフ大会の開催について



Contents

コンテンツ

言葉を紡ぐということ	愛知県行政書士会 副会長 内藤 広子	1
令和6年新年賀詞交歓会		2
初心者対象Jw_cad基礎研修会に関する研修会		4
第39回親睦ゴルフ大会の開催について		5
大学生のための資格業ガイダンス（名古屋大学）		5
留学生の在留資格変更許可申請に関する研修会		6
ADRの日オンラインフォーラム視聴参加		7
農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会		7
自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会		8
外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会		9
メディアも扱う（？）行政法 第1回 告示は法か？	名城大学法学部教授 北見 宏介	10
お知らせコーナー ライブラリ研修動画一覧		13
ライブラリ研修申込書		15
初心者向け業務相談のお知らせ		16
初心者向け業務相談申込書		17
会員訪問記（海部支部 杉藤 大地会員）	会報委員 須田 充	18
支部だより		19
事務局だより		32
会員の動向 新規登録入会者の紹介 他		36
コスモスあいちコーナー		42
あとがき		43



言葉を紡ぐということ

副会長 内藤 広子

今年のNHK大河ドラマは、歌人、作家である紫式部の生涯を描いた「光る君へ」です。きらびやかな平安時代中期の京を舞台に、懸命に生きて書いて愛した女性の物語です。私は大河ドラマの大ファンで、毎作品、楽しく視聴していますが、これまで平安時代中期を扱った作品はなかったかと思います。「光る君へ」では、大河ドラマの醍醐味であろう戦のシーンはありませんが、その代わりに、平安貴族たちの雅な装束や和歌を詠みあう場面なども見どころの一つになるのではないかと考えています。

紫式部といえば、世界最古の女性文学といわれる「源氏物語」の作者として知られています。主人公の光源氏を中心に、平安貴族の生活や恋愛、人間模様が描かれています。宮仕えをしていた紫式部だからこそ描けたもので、平安京での貴族たちの暮らしぶりを垣間見ることが出来ます。約10年の歳月をかけ完成した「源氏物語」は、ストーリーの面白さは勿論のこと、登場人物の心理描写や情景描写でも豊かな表現で美しい文章を奏でています。それこそが、「源氏物語」が千年もの時間を超えて愛され続けている所以であるといわれています。

さて、現代では、誰でも簡単に自分の言葉を発信でき、それに対する他の人からの反応もすぐに受け取れる環境になっています。毎日のようにブログを書く人もいて、続けることって大変なのに、と感心しています。紫式部の「源氏物語」のような長編小説は書けないとしても、その日にあったことや感じたことを文章にするのが好きだという人は多いのだと思います。ただ、「文は人なり」という言葉がある

ように、文章には書き手の性格や人柄が表れると言われています。格好つけて書いても、隠せるものではないようですので、覚悟も必要なのではないでしょうか。文章を書く目的は人それぞれですが、書くことで素の自分を知ってもらおうと考えるのであれば、有効な手段だと思います。

私は、書き言葉には話し言葉にはない魅力があると思っています。日本語の美しさ、豊かさは書き言葉ならではの言い回しで、より美しく、豊かに、情緒的になるのです。日本には、美しい言葉の作品がたくさんありますが、小説家や詩人の方が、言葉を紡ぎだす瞬間はどのような苦勞が伴うのであろうかと想像してしまいます。文章力に加えて、文学的センス、表現力、言葉へのこだわり、そして何より、その人がもつ世界観。それらを総動員させて、筆を進めていくのです。言葉を大切にし、時には、言葉をそぎ落としたりしながら創り上げる執筆作業は「産みの苦しみ」の様なものではないでしょうか。そして、苦しみから生まれた作品であるからこそ、私たち読み手は心を震わされるのだと思います。

ここまで、言葉を紡ぐ、物語を紡ぐ、という話をしてきましたが、恥ずかしながら、私は、ここ数年、物語の類は読んでいないことに気が付きました。これを機会に、日本語を丁寧に紡いだ物語を手にとって、日本文化を感じながら、日本語の美しさ、魅力に思い切り浸ってみようと思います。

令和6年 新年賀詞交歓会

日 時 令和6年1月10日(水)
午後5時

場 所 ANAクラウンプラザホテルグランコート
名古屋 7階 ザ・グランコート

令和6年1月10日に愛知県行政書士会と愛知県行政書士政治連盟の共催により、令和6年新年賀詞交歓会が開催されました。

開会に先立って、同年1月1日に発災しました令和6年能登半島地震の被災者に哀悼の意を表し黙祷を行いました。

愛知県行政書士会、愛知県行政書士政治連盟の竹田勲会長の挨拶ののち、大村秀章愛知県知事、河村たかし名古屋市長からご挨拶をいただきました。

また、関係団体の皆様、国会議員、県議員、そして名古屋市会議員をはじめとした各自治体の協力議員の先生方にもご臨席を賜りました。下記のとおりご紹介させていただきます。

4年ぶりの立食形式での開催ということもあり、会員を含め600名を超える参加となりました。

公私ともにご多用のなか、ご出席いただきました皆様に心より感謝申し上げます。



ご臨席者一覧

(敬称略・順不同)

団体役職名	氏名	代理
顧問 (愛知県知事)	大村 秀章	
顧問 (名古屋市長)	河村たかし	
顧問 (春日井市長)	石黒 直樹	

団体役職名	氏名	代理
愛知県議会 議長	石井 芳樹	
名古屋市会 議長	成田たかゆき	
中部運輸局愛知運輸支局支局長	古橋 靖弘	
愛知県総務局総務部法務文書課 課長	水野 春美	
日本行政書士会連合会 会長	常住 豊	
日本行政書士政治連盟 会長	井口由美子	
愛知県司法書士会 会長	細井 久史	副会長 佐々木 聡史
愛知県社会保険労務士会 会長	杉田 貴信	副会長 武 譲二
愛知県土地家屋調査士会 会長	梅村 守	
愛知県弁護士会 会長	小川 淳	副会長 梶田 晋
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会 代表理事会長	小森 洋志	
名古屋税理士会 会長	尾崎 秀明	副会長 岡部 豊生
日本公認会計士協会東海会 会長	稲垣 靖	副会長 伊東 和男
日本弁理士会東海会 会長	村瀬 裕昭	副会長 橋本 努
公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部 本部長	萩原 幸二	
公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会 会長	伊藤 亘	副会長 岩村 清司
公益社団法人愛知県中小企業診断士協会 会長	石川 君雄	副会長 山家 達弥
岐阜県行政書士会 会長	本間 大介	
三重県行政書士会 会長	若林 三知	
福井県行政書士会 会長	青木 克博	副会長 田中 直孝
富山県行政書士会 会長	大塚 謙二	
在名古屋大韓民国総領事館 総領事	金 星秀	領事 全 旻鎮
在中華人民共和国駐名古屋総領事館 総領事	楊 嫻	
在名古屋ペルー共和国総領事館 総領事	ルイス・エスピノサ・アギラール	
在名古屋トルコ共和国総領事館 総領事	ダムラ・ギュミュシユカヤ	
名城大学学長	小原 章裕	法学部法務研究科長 前田 智彦
株式会社日本政策金融公庫名古屋支店 支店長	竹中 義博	国民生活事業統轄 堀 正明

団体役職名	氏名	代理
公益財団法人あいち産業振興機構 理事長	兼松 啓子	
公益社団法人 愛知県防犯協会連合会 会長	井戸 義郎	専務理事 鈴木 敏
愛知県風俗環境浄化協会 専務理事	鈴木 敏	風俗環境浄化課長 後藤 幸夫
愛知県自動車販売店協会 会長	小林 剛	専務理事 伊藤 敏男
公益財団法人愛知県暴力追放運動推進センター 理事長	村橋 泰志	専務理事 館 喜代孝
法律顧問	堤 真吾	

計36名

【衆議院議員】 (敬称略・議会別50音順)

青山 周平 (自民)(比例東海ブロック)(代理)	石井 拓 (自民)(比例東海ブロック)(代理)
伊藤 渉 (公明)(比例東海ブロック)(代理)	今枝宗一郎 (自民)(14区)(代理)
江崎 鐵磨 (自民)(10区)(代理)	大西 健介 (国民)(13区)
神田 憲次 (自民)(5区)(代理)	工藤 彰三 (自民)(4区)
熊田 裕通 (自民)(1区)	近藤 昭一 (立憲)(3区)
重徳 和彦 (立憲)(12区)	杉本 和巳 (維新)(比例東海ブロック)
鈴木 淳司 (自民)(7区)	中川 貴元 (自民)(比例東海ブロック)
長坂 康正 (自民)(9区)	丹羽 秀樹 (自民)(6区)
根本 幸典 (自民)(15区)	古川 元久 (国民)(2区)
牧 義夫 (国民)(比例東海ブロック)	八木 哲也 (自民)(11区)(代理)
吉田 統彦 (立憲)(比例東海ブロック)	

計21名

【参議院議員】

伊藤 孝恵(国民)(愛知県)(代理)	大塚 耕平(国民)(愛知県)
片山さつき(自民)(比例)(代理)	斎藤 嘉隆(立憲)(愛知県)
酒井 庸行(自民)(愛知県)(代理)	里見 隆治(公明)(愛知県)(代理)
田島麻衣子(立憲)(愛知県)	新妻 秀規(公明)(比例)(代理)
藤川 政人(自民)(愛知県)(代理)	安江 伸夫(公明)(愛知県)

計10名



【愛知県議会議員】

天野 正基(小牧市)	石塚吾歩路(あま市、海部郡)
伊藤 貴治(春日井市)	江原 史朗(南区)
岡 明彦(緑区)	おぎそ史人(あま市、海部郡)
かじ山義章(熱田区)	神谷 和利(豊田市)
黒田 太郎(千種区)	佐藤 英俊(一宮市)
島倉 誠(瀬戸市)	しんかい正春(岡崎市、額田郡)
杉浦 哲也(碧南市)	杉浦 友昭(半田市)
須崎 かん(天白区)	鈴木 純(稲沢市)
鈴木 雅博(豊田市)	田中 泰彦(西区)
谷口 知美(昭和区)	辻 秀樹(千種区)
筒井タカヤ(名東区)	寺西むつみ(中村区)
富田 昭雄(名東区)	直江 弘文(港区)
長江 正成(瀬戸市)	中根 義高(岡崎市、額田郡)
中村 竜彦(豊橋市)	成田 修(昭和区)
鳴海 康裕(中村区)	南部 文宏(守山区)
日比たけまさ(春日井市)	平松 利英(一宮市)
政木 りか(東区)	ますだ裕二(中区)
松川 浩明(北区)	峰野 修(新城市、北設楽郡)
村畷 嘉将(中川区)	村瀬 正臣(江南市)
森井 元志(守山区)	安井 伸治(港区)
柳沢 英希(高浜市)	山下 智也(小牧市)

計42名

【名古屋市会議員】

赤松てつじ(中川区)	岩本たかひろ(緑区)
上村みちよ(東区)	うかい春美(中村区)
岡 千恵(中村区)	おくむら文悟(昭和区)
加藤 一登(港区)	くずや利枝(名東区)
久野 美穂(中川区)	小出 昭司(中村区)
金庭 宜雄(守山区)	沢田 晃一(西区)
田辺 雄一(千種区)	中里 高之(緑区)
中田ちづこ(中区)	西川ひさし(昭和区)
橋本 浩幹(南区)	服部しんのすけ(熱田区)
服部 将也(北区)	日比 美咲(名東区)
松井 良憲(守山区)	森 ともお(熱田区)
山田 昌弘(千種区)	横井 利明(南区)
吉田 茂(港区)	渡辺やすのり(北区)

計26名

【市町村議会議員】

飯田 雅広(蟹江町)	上野 雅美(北名古屋市)
えなみ圭一(あま市)	桂川 将典(北名古屋市)
神田 康史(愛西市)	木全 信明(稲沢市)
後藤 哲哉(あま市)	近藤 治夫(稲沢市)
武谷 敏生(豊明市)	角田 龍仁(愛西市)
長屋 大和(津島市)	服部 修寛(一宮市)
山岡 幹雄(愛西市)	渡辺 之良(一宮市)

計14名

【愛知県行政書士会】

名誉会長	山田 高嗣
相談役	野田 悦子

計2名

初心者対象Jw_cad基礎 研修会に関する研修会

法人経営部 吉口 孝司

日時 令和5年9月13日(水)、21日(木)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 3階

出席者 13日：29人、21日：28人



法人経営部では、部長芳賀宏行を講師として初心者対象JW_cad基礎研修会を開催しました。具体的には①線を画く、②線の消去、③線の並行複写、④画面操作、⑤文字入力、⑦図面枠、⑧長方形作成、⑨寸法入れ、⑩円作成、⑪直線伸縮等でした。そして、その応用として風俗営業許可の基礎を理解することが目的でした。

昨年、法人経営部ではJW_cadの研修会を一度、開催しました。その時のテキストを今回は新テキストに代えた事により今回の方が理解度が上がったと思いました。

JW_cadの操作が出来る事は、風営法の作図、その他行政書士の仕事上で作図する際に、大いに役に立つと思いました。そして、JW_cadの操作が空気を吸う如く出来ると仕事の幅も広がり、業績も上がると思いました。

第39回親睦ゴルフ大会の開催について

総務部 本多 証一

日 時 令和5年11月28日(火)
場 所 新南愛知カントリークラブ美浜コース
出席者 36名



令和5年11月28日、晩秋の南知多の風がとても気持ちのよい気候のなかで、第39回愛知県行政書士会親睦ゴルフ大会が開催されました。

今回は、プロのトーナメントが開催される知多郡美浜町の新南愛知カントリークラブ美浜コースにおいて、総勢36名の会員が参加しました。

開会セレモニーでは、竹田会長の挨拶とルール説明の後に、さっそくコースに出て竹田会長と岡田繁隆会員により盛大に始球式が行われました。

トーナメントコースに苦戦しながらも、無事に全員ホールアウトした後、岩崎常務理事司会のもと表彰式が行われました。本年は、中央・昭和・尾北・知多・豊田の各支部より産地名産の一品が賞品として提供され、参加者全員には、大須ういろの「ういろばー」が贈られました。個人戦では、ニアピン賞等の特別賞の他、会長賞をはじめ各順位賞が盛り上がるのなか発表され、優勝は名南支部の今井敏会員が受賞されました。今井会員には副賞として、半田市森牧場「黒毛和牛しゃぶしゃぶ・すき焼き用」1kgが贈呈されました。また、支部対抗戦は豊田支部が優勝しました。

普段あまり交流のない会員同士でも、このゴルフという特別な空間においては、とても和やかな雰囲気になり、楽しい時間はあっという間に過ぎてしまいました。プレイはもちろん表彰式も大変盛り上がり、大いに親睦を深めあうことができました。

来年は第40回という節目となります。よりいっそう楽しんでいただけるような行事を企画したいと思いますので、多くの方の参加をお待ちしています。

大学生のための資格業ガイダンス(名古屋大学)

広報部次長 武 譲二

日 時 令和5年11月29日(水)
午後5時～7時
場 所 名古屋大学 東山キャンパスES館



令和5年11月29日(水)、名古屋大学において資格業ガイダンスが開催された。当会も、弁護士会、税理士会、司法書士会等とともに参加し、広報部からは内藤副会長、野崎部長と私が出席して相談対応をした。行政書士ブースには、8名(女性5名・男性3名)の学生が訪れ、熱心に行政書士の業務内容に関する説明を聴き、それに対し質問をされていた。やはり資格をどのように活かすかが一番の関心事であったようだ。また、一人当たり20分から30分在席されたので、ブースには常に学生がいる状況となり賑やかに感じられた。会場全体も女性の姿が目立ち、国が目指す「女性活躍推進」に寄与するであろう。資格業への関心の高さを窺うことができる有意義な一日であった。

留学生の在留資格変更 許可申請に関する研修会

国際部 高野 正也

日時 令和5年11月29日(水)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 国際部次長 山田 光男

参加者 13名 ライブ視聴者 101人



国際部では、留学生の卒業シーズンを控え、「留学生の在留資格変更許可申請に関する研修会」を開催しました。当研修会は、留学生の在留状況及び就職状況に係る統計の確認、留学生が卒業後に引き続き日本に在留し就労活動を行うための主な在留資格に

関する解説、講師の実務経験に基づく申請のポイントの一部共有という構成で進めました。

令和3年の統計では、24万人超が留学生として在留し、3万人超が卒業後も日本に在留して就労活動を行うために変更許可申請を行い、約2万8千人の留学生が就労系在留資格への変更を許可されました。

留学生の就労系在留資格への変更許可申請について、申請件数の8割超を占める「技術・人文知識・国際業務」を中心に「高度専門職」「介護」「経営・管理」「特定活動（告示46号）」の在留資格についても基本的な要件及び注意事項等について解説されました。また、「継続就職活動又は内定後就職までの在留を目的とする『特定活動』」についても解説されました。

講師の実務経験の共有について、「技術・人文知識・国際業務」への変更許可申請において入管HPに必要資料として列挙されている資料以外に、講師が実務において提出を求められた個別案件的な資料等についての情報共有及び卒業シーズンの申請スケジュールについても言及がありました。内容については、ライブラリを視聴してご確認ください。

ちょっとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

Q 排出者（消費者及び事業者）が料金をなぜ支払わなければならないのですか。

A この法律は、排出時に料金を支払うことを基本としています。法制定時にも引取り・リサイクルに係る費用を製品購入時の価格に上乗せする方法が適当ではないかという意見がありました。しかしながら、特定家庭用機器は耐久消費財の性格を有し、製品の購入から廃棄まで長期間に及ぶものであり、製品購入時の価格に上乗せする方法を採った場合、以下のような問題があります。

- [1] 製品購入時には廃棄時点での実際にかかる費用を予測することは困難であり、廃棄時点において引取り・リサイクルに係る費用が、上乗せされた額より高い（又は低い）ことがあること。
- [2] 製品購入から廃棄までの間に製造業者等が倒産した場合、排出者は製品購入時に引取り・リサイクルに係る費用を支払っているにもかかわらず、再度支払わなければならないこと。
- [3] この法律では法の制定時より前に製造・販売され、既に家庭等で使用されている機械器具も対象としますが、このような機械器具には引取り・リサイクルに係る費用が上乗せされていないこと。

このため、この法律では、特定家庭用機器廃棄物を排出しようとする者が排出する時点で必要となる料金を支払うこととしたものです。

出典：環境省HP「よくある質問（Q&A集）」より

ADRの日オンライン フォーラム視聴参加

ADRセンター愛知 運営委員 内藤 広子

日時 令和5年12月1日(金)

午後2時～4時20分

場所 愛知県行政書士会館 3階

参加者 15名



12月1日はADRの日です。この日に合わせ、法務省主催ADRの日オンラインフォーラムが開催され、ADRセンター愛知の手續実施者候補者のメンバーで視聴しました。

法務省大臣官房私法法制部長 坂本三郎様の開会挨拶の後、基調講演「相談機関とADR機関の連携—大きな司法を支える新しい連携へ—」がありました。講師は、一般財団法人日本ADR協会代表理事・京都大学大学院法学研究科教授 山田文様が務められました。デジタル化により相談者数が拡大し、法務省でもオンラインADR (ODR) の実証実験中であること、また、ADR事業者の実態が分かりにくいので積極的な発信が必要であるなどのお話がありました。

続いて、パネルディスカッション「ADR事業者と相談機関との連携の在り方について」が行われ、パネリストとして、複数のADR事業者と相談機関が参加されました。ADR事業者からは、継続的な取組にしてほしい、地域ごとや分野別に開催してほしいという意見があり、相談機関からは、各事業者の取扱事例を紹介してほしいという意見がありました。

このフォーラムを視聴して、ADR事業者と相談機関との連携の重要性について改めて認識させられました。私たちADRセンター愛知は、今後も積極的な活動を通じて関係機関との連携強化に努めていきたいと思っています。

農地法(第3条、4条、5条 許可等)に関する研修会

土地利用部 浅井 勝己

日時 令和5年12月8日(金)

午後2時～4時

場所 愛知県行政書士会 3階会議室

講師 愛知県農業水産局農業振興課

主査 藤森 正樹様

内容 農地法の概要(第3条、4条、5条許可等)について

参加者 28名 ライブ視聴者数116名 計144名



定刻になり、勝田部長の開会のことばの後、竹田会長の挨拶があり、その後司会者から講師の紹介がなされた。

研修は、農地法の目的から始まり、その目的の達成のために農地法では様々な規制があることを、表や図を使いわかりやすく説明された。

次に、第3条の許可、第4条・第5条の許可及び第18条の許可の具体的な説明に入り、どのようなときに許可申請が必要か、その申請手続き及びその許可基準の説明がされた。許可基準はわかりやすく表にまとめられておりました。

その後、申請書の記載例を見ながら、注意点などの説明がありました。

最後に質疑応答がなされ、研修は終了しました。

今回の研修は、これから農地法の実務に取り組もうとする会員に向けての研修であったこともあり、会場に出席された会員は、実務経験の浅い会員の方が多かったと思います。その会員の方々にも、とてもわかりやすい研修だったと思います。また、実務経験のある会員にとっても、今年改正された点や令和4年に出された通達によって変更された点なども説明があり有意義なものだったと思われます。

自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会

運輸交通部 佐藤 友哉

- 日時 令和5年12月4日(月)
午後1時30分～4時
- 場所 名古屋サンスカイルーム
- 講師 中部運輸局自動車技術安全部管理課
課長 山内 三奈様
公益財団法人自動車情報利活用促進協会
情報企画課 内海 翔太様
- 内容 第一部「自動車保有関係手続きのワンストップサービスについて」
第二部「OSS申請共同利用システム『AINAS』を活用したOSS申請について(中間登録等)」
- 参加者 13名 ライブ視聴者数112名 計125名



運輸交通部では、OSS申請の導入研修として、第一部と第二部に分けて研修を行いました。

第一部では中部運輸局自動車技術安全部管理課課長山内様をお迎えし、「自動車保有関係手続きのワンストップサービスについて」お話しいただき、改めて概要の説明や、現状の利用状況、利用率向上に向けた取り組みについて説明がなされました。

事前質問として、現在実務を行っている行政書士が抱えている問題点について国交省としての見解についてご説明いただきました。また、システム改修についての要望などもお伝えしました。

第二部では公益財団法人自動車情報利活用促進協会情報企画課 内海様をお迎えし、「OSS申請共同利用システム『AINAS』を活用したOSS申請について(中間登録等)」についてお話しいただきました。

マイナンバーカードが取得から利用の段階に入ってきている現状を踏まえ、医療分野での活用事例を例に挙げ、自動車業務でどのような活用が見込まれるのかなど、これからますますOSS申請が必要になってくる旨の説明がなされました。

これまでの書面窓口申請ではなく、OSS申請を主軸とした業務が主流になってくることを踏まえ、運輸交通部では引き続きOSS申請の導入、実践的な研修を開催する予定です。これまでOSS申請について導入を見送っていた会員の方も含め、参加しやすい研修会を実施していきますので、積極的にご参加ください。

ちよつとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

Q 家電製品(特定家庭用機器)のリサイクルに要する費用は誰がどのように負担するのですか。

A この法律では、特定家庭用機器廃棄物の引取り・リサイクルに関し、小売業者、製造業者等がそれぞれあらかじめ料金を設定し、公表することとなっています。特定家庭用機器廃棄物を排出する家庭や事業者は、これを排出する際に、これらの料金を支払うこととしています。

また、この法律での義務を履行するために必要となる回収体制の整備やリサイクルを行う施設の建設などは、小売業者、製造業者等が行うこととなります。

出典：環境省HP「よくある質問(Q&A集)」より

外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会

私法部 坂口 千晶

日時 令和5年12月6日(水)
午後2時～4時
場所 愛知県行政書士会館 3階会議室
(オンライン配信)
講師 静岡県行政書士会所属会員
宇佐美 陽子様
内容 外国人及び海外邦人の相続・遺言について
参加者 26名 ライブ視聴者128名



令和5年12月6日に外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会が行われました。講義は静岡会の宇佐美陽子先生に担当いただきました。

国際相続という配偶者が外国人である場合くらいしか認識がない方もいらっしゃると思いますが、

次のような例が考えられるとのことでした。

1. 海外に住んでいた家族が海外に口座を残したまま亡くなった。
2. 夫または妻が外国籍である。
3. 相続人の一人が海外に住んでいるが連絡が取れない。
4. 海外に住んでいた家族が海外で亡くなった。
5. 相続財産の中に海外の不動産がある。

このような様々なパターンがあるそうです。(特に1が多いようです。)

今の時代、身近な問題として自分自身の身に起こる可能性は大いにあると感じました。

今回の講義で一番難しいと感じたのはプロベイト手続きです。

プロベイトとは、裁判所が介入しての手続きになることで、そうならないためにも生前対策は大変重要とのこと。国際相続の場合も遺言書の作成が有効であるのはとても興味深いことでした。

このほかにも、アポステイーユ(日本の書類を海外で使えるよう公証役場で証明を受ける)、銀行口座の共有名義化など今回初めて勉強する内容が盛り沢山で、大変濃密な内容の研修会でした。

現在、国際相続について詳しい行政書士は希少ないようです。今後勉強を重ねて専門性を高めていければ他士業はもちろん、同業者からの紹介も期待できる大変魅力的な分野ではないでしょうか。相続を専門としている先生はもちろん、今後の方向性を模索している先生方もぜひ国際相続に取り組んでいただきたいです。

ちよつとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

Q 消費者は料金をあらかじめ知ることができるのですか。

A この法律では、料金を請求する小売業者、製造業者等は、あらかじめ料金を公表しなければならないこととなっています。

小売業者は、収集運搬料金を店頭掲示などにより公表しなければならないとともに、特定家庭用機器を使用している者や特定家庭用機器を廃棄しようとしている者から料金に関する照会を受けた場合は、収集運搬料金と製造業者等が設定する再商品化等料金を回答しなければなりません。

製造業者等は、再商品化等料金を日刊新聞紙に掲載する方法により公表しなければなりません。また、小売業者に再商品化等料金の回答義務を課せられていることから、小売業者に周知徹底する必要があります。

したがって、消費者は、自分が使用している特定家庭用機器の収集運搬料金、再商品化等料金を知りたいときには、小売業者に電話等で照会をすれば知ることができます。

出典：環境省HP「よくある質問(Q&A集)」より

メディアも扱う（？）行政法

第1回 告示は法か？

名城大学法学部教授 北見 宏介

◆連載のはじめに

今号から合計13回にわたり、この愛知県行政書士会の会報にて連載を担当することになった。これからお付き合いのほどをお願い申し上げる次第である。

もっとも、内容としてどのようなものにしようか、ということは大変に困っている。自身が担当しているのは行政法であるが、一般的な教科書に書かれている内容について扱うのであれば、その教科書を読んでもらうほうが北見の執筆による文章などよりも圧倒的に意義は大きい。近時の行政法の教科書は、本当によく工夫されたものが多い。他方、この連載を目にする会員の先生方は、行政との間でとりわけ申請局面においてやりとりをしているプロである。自身には、こうした実務局面の経験もなければ、行政側の職員としての経歴もない。本当に困った。

こうした状況下で自身がとる行動は現実逃避であり、最も手軽に用いている手段はネット記事をただら読む、というものである。しかし、これでは連載に関する構想は進捗しないし、大学に接続された端末で北見がネット記事を閲覧していることは、おそらく「IT資産管理」の名の下に担当部局には筒抜けになっている。

この問題状況を直截的に解決できるのは、ただらとみているインターネット上の記事の中から、この連載のネタを見つけることである。「何だたらたらネット見てんだよ」といわれても、「いや、これまじめな仕事の関係で」と返せるではないか。この原稿の執筆時点では、有名漫才師と出版社の間の係争事案についての記事が数多いが、こうした純粋な民事訴訟だけでなく、行政法関連の記事についても一定数は存在する。見出しだけを拾ってみても、①「群馬の森・追悼碑の撤去 代執行に山本知事『判決に基づき粛々と行う』」、②「豊田自動織機に立ち入り

検査 認証不正、行政処分も検討—国交省」といったものがあり、この地域に身近な事象としても、③「矢作川流域の上下水道運営を一本化へ—矢作川流域上下水道広域連携（仮称）準備会設置」、また外国にまで目を向ければ、④「ボーイング、MAX7 巡る設計変更免除申請を撤回 議員から圧力」といったものもあった。見出しだけではわからないが、例えば①は、「更新不許可処分を適法とする判決が下されたことは、行政代執行が適法であることも意味するのか？」といった行政法（学）に関連する問いを直ちに生じさせる。この方式であれば、今後も何かネタを拾うことはできそうである。

とはいえ、好適な記事が見つからない場合や、記事にはなっていない事象からテーマを選ぶことがあるかもしれない。そこで、連載のタイトルを、疑問符も挟み込み、「メディアも扱う（？）行政法」とさせてもらった。この会報が会員の先生方のお手元に届くのは、ネット記事の掲載から一定の時間を経過後になるので、「扱っていた」ものとして捉えていただきたい。

◆学習指導要領という「告示」

第1回目ということで前置きが長くなってしまったが、今回取り上げる事象は、奈良県で起こった次のような事件である。複数の新聞社・通信社等が記事を配信しているが、今回引用したのは時事通信社のものである（2024年1月17日付け）。

○付属小で必修授業行わず 毛筆習字、教科書不使用も 奈良教育大

奈良教育大（奈良市）は17日、付属小学校（児童数527人）で、学習指導要領の規定に沿わない

指導が長年にわたり行われていたと発表した。

3年生以上の国語で毛筆習字(各学年30時間)の授業が全く行われていなかったほか、図画工作では教科書を使わずに教員作成のプリントで指導していた。在校児童らに対して補習などを行うとしている。

外部から情報提供があり、2023年6月から学内に調査委員会を設置して調べた結果、9科目などで指導不足や指導年次の誤りがあったと判明。指導内容は教員の裁量で決められていたといい、大学側は「最高議決機関は職員会議である」との誤った認識が浸透し、校長によるガバナンス(組織統治)が機能していなかったとしている。

記者会見した宮下俊也学長は「信頼を裏切ることになり謝罪する。関係機関と協力し改善に努める」と話した。

記事の中では、ある小学校での授業が「学習指導要領の規定に沿」っていなかったことを報じている。この学習指導要領は「告示」として策定されている。事件への評価はいろいろとあろうが、それに先だつては、「告示」とは何かを知っておいたほうがいいかもしれない。

国の場合、この告示に関しては、国家行政組織法という法律の第14条に規定が置かれており、「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、公示を必要とする場合においては、告示を発することができる」とされている。

公示や告示など、似た言葉が出てきて紛らわしいが、手元にある『法律学小辞典』というものをみると、「公示」とは、「一定の事柄を周知させるため、公衆が知ることのできる状態に置くこと」とされている。大臣等が、周知のために発するものが「公示」ということになり、非常に雑にいうと、「お知らせの形式」である。周知のためのものなので、国については官報に、新しくできた法律欄、政令欄、省令欄、規則欄と同じように告示欄がある。お知らせコーナーである。

告示は周知の形式なのだから、周知される内容には様々なものがある。生活保護基準は最も有名で、かつこれをめぐった裁判が最も多い「告示」かもしれない。上述のネット記事の②にも関わる自動車型式指定においては、指定がされた場合も、それが取り消された場合も「告示」によってお知らせがなされる。計画や目標が「告示」によって周知されることもある。今回の記事で、「文部科学省の告示に違背するとはけしからん」といった感想を抱く人もいたのかもしれないが、告示という形式との関係で評価をすることは適切ではない。告示への違背ということであれば、環境省告示である環境基準のうち、光化学オキシダント(Ox)の基準達成率は、0%をひたすら継続中である。

◆告示の内容のとらえ方

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」(環境基本法16条)として定められるものであるから、達成できていなくとも構わない、という説明も可能であろう(自身は必ずしも納得しているわけではないが)。では、今回問題になった学習指導要領はどうであろうか。有名な、いわゆる伝習館高校事件の最高裁判決のうちの片方(教員側が上告した、最一小判H2, 1, 28判時1337号3頁)では、「高等学校学習指導要領(昭和35年文部省告示第94号)は法規としての性質を有するとした原審の判断は、正当として是認することができ」として、この告示を、法規を内容とするものだと判断した。

ただし気をつけて欲しいのは、この最高裁判決は、先例を1つあげるだけで、それ以上の理由を示すこともなく、原判決の判断を結論として肯定しただけということである。なぜ事件で問題となった高等学校学習指導要領は法規であるのかという判断は、ここでは積極的には示されていない。少なくとも「告示」という形式であるから学習指導要領は法規だ、という理屈立ては行っていない。「告示は法規命令である」という記載がある行政書士試験対策の参考書を見たことがあるが、これは誤りである(し、学習指導要領の改訂時のパブリックコメントへの回答

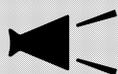
で、「法令の一種である告示という形式」という記載を文部科学省が行っていることも、かなり正確さを欠いている)。

しつこくなるが、「告示」はお知らせの「形式」である。法律学小辞典での記載でも、告示の内容や「法的性質は個別的に判定されねばならない」とされている。この判定は、どのような規定に基づいて「告示」が策定されているか、が大きな手掛かりになる。つまり、さかのぼって規範の意味付けを探るという作業が重要になる。面倒な作業ではあるが、申請局面では、行政側も申請者側もこの作業を行っておくことが究極的には望ましい。担当職員が「告示は法です」などと言ってくることもあるかもしれないが、この発言は常に正しいとは限らない。

なお、行政手続法で設定・公表が求められている審査基準（5条）などの裁量基準を条例で定める動きがあり、それをめぐる議論も存在している。審査基準は目安であるから、審査基準を定めた条例の規定に沿わない拒否処分があった場合、これを直ちに違法と評価できるか（目安から外れただけ）、という難しい問題も生じさせる。条例に違反しているが違法ではない、という評価がされる可能性があるかもしれない。いずれにしろ、ここでも規範の形式だけで評価・判断を行うことには慎重であることが求められる。

◆第1回のおわりに

以上、第1回は学習指導要領をめぐる記事から、「告示」について極薄に扱ってみた。試行錯誤はなお続きそうであるが、日々ダラ読みしている記事から、(できれば申請局面をめぐる)行政法関連のテーマを扱いたい。扱うべき事件のご教示も冀っているところである。



Information for Members — お知らせ —

研修会動画一覧

ライブ러리研修：会館にて視聴していただきます。次頁のライブ러리研修申込書によりお申込みください。

オンデマンド研修：愛知会ホームページの【会員ページ】 - 【ライブ러리】 - 【研修会ライブ러리】にて各自で視聴してください。

(令和6年1月25日現在)

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブ러리 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
1	総務部	525	H28. 2.23	行政書士制度65周年記念講演	○	○
2		650	R 5.12.15	総務部実務研修会	○	○
3	建設環境部	607	R 4. 2. 7	初心者向け建設業許可申請についての研修会	○	○
4		620	R 4. 9.29	初心者向け業務研修会（廃棄物処理業関係業務）	○	○
5		623	R 4.11.29	建設環境部業務研修会	○	○
6		627	R 5. 1.25	建設業関係業務履修講座	○	○
7		638	R 5. 8.30	建設環境部業務研修会	○	×
8		645	R 5.11.17	建設環境部業務研修会	○	○
9		652	R 6. 1.17	テーマ別建設業実務研修会（第2回）	○	○
10	運輸交通部	551	H29. 1.23	自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）研修会	○	○
11		595	R 3.10. 4	運輸交通部初心者向け研修会	○	○
12		599	R 3.11.29	運輸交通部業務研修会	○	○
13		615	R 4. 8. 1	行政書士業務としてのドローンの将来性についての研修会	○	○
14		624	R 4.12. 1	自動車保有関係手続きのOSS並びに車検証の電子化及び車検証交付に係る事務の委託制度に関する研修会	○	○
15		634	R 5. 4.12	封印管理委員会指定研修会	×	○
16		641	R 5.10.16	運輸交通部初級業務研修会（第二部）	○	○
17		643	R 5.11. 2	出張封印取付作業に関する初級業務研修会	○	○
18	647	R 5.12. 4	自動車保有関係手続きのOSSに関する研修会	○	○	
19	国際部	509	H26.12.25	はじめての国際法1	○	○
20		510	H27. 2.18	はじめての国際法2	○	○
21		526	H28. 3. 7	国際私法の考え方～相続と遺言について～	○	○
22		528	H28. 4.25	国際私法の考え方～婚姻と離婚について～	○	○
23		547	H31. 2.21	国際業務研修会（フィリピン人の再婚と重婚問題）	○	○
24		558	R 1.11.18	国際私法に関する研修会	○	○
25		563	R 2. 1.22	国際・私法部業務研修会	○	○
26		562	R 2. 2.28	特定技能に関する研修会	○	○
27		578	R 2.12. 3	初心者中級者向け入管国際業務研修会資料	○	○
28		600	R 3.11.25	国際部初心者向け業務研修会	○	○
29		611	R 4. 6. 9	外国人の社会保険、労働保険に関する研修会	○	○
30		618	R 4. 9. 8	韓国の相続に関する研修会（私法部との合同開催）	○	○
31		625	R 4.12. 9	入管の在留申請オンラインシステムに関する研修会（特定技能等）	○	○
32		646	R 5.11.29	留学生の在留資格変更許可申請に関する研修会	○	○
33	土地利用部	559	R 1.11.22	都市計画法概要と愛知県開発審査会基準（主に第16号）について	○	○
34		596	R 3.10.27	一から始める土地に関する研修会	○	○
35		603	R 3.12.17	都市計画法概要及び愛知県開発審査会基準分家住宅の研修会	○	○
36		609	R 4. 2.22	農地法第4条5条許可申請書の書き方及び建築条件付売買予定地の取扱いについての研修会	○	○

	部	番号	年 月 日	内 容	ライブラリ 研修 【会館】	オンデマンド 研修 【ホームページ】
37	土地利用部	626	R 4.12.19	所有者不明土地法の改正等及び特定都市河川浸水被害対策法（雨水浸透阻害行為許可）に関する研修会	○	○
38		628	R 5. 1.27	開発許可申請等に関する研修会	○	○
39		630	R 5. 2.22	「農地法許可の申請代理の注意点」及び「分家住宅に係る都市計画法手続き等の審査情報」に関する研修会	○	○
40		640	R 5.10.13	マンション管理計画認定制度に関する研修会（第二部のみ）（法人経営部と合同）	○	○
41		644	R 5.11. 6	都市計画法に関する研修会	○	○
42		649	R 5.12. 8	農地法（第3条、4条、5条許可等）に関する研修会	○	○
43	法人経営部	425	H24. 6.28	種苗法における品種登録と出願実務について	○	○
44		445	H24. 9.24	告訴・告発状の作成の仕方についての研修会	○	○
45		511	H27. 2.12	医療法人の設立について	○	×
46		540	H30. 2.27	技能実習法の実務についての研修会（国際・私法部と合同）	○	○
47		541	H30. 3.16	オーファンワークスについての研修会 ～著作権業務の可能性～	○	○
48		564	R 2. 2.10	HACCP研修会	○	×
49		584	R 3. 3.23	初心者向け風俗営業申請手続研修会	○	○
50		585	R 3. 5.18	改正食品衛生法研修会	○	○
51		590	R 3. 8.27	初心者向け風俗営業・古物営業許可申請に関する研修会	○	○
52		605	R 4. 1.28	著作権に関する研修会	○	○
53		617	R 4. 8.30	薬機法に関する研修会	○	○
54		637	R 5. 7.24	労働者協同組合法に関する研修会	○	○
55		420	H24. 2.25	私法業務基礎研修会（初心者のための遺言作成実務基礎講座）	○	○
56		488	H26. 3.17	私法業務部門研修会（遺産分割協議書の書き方）	○	○
57	504	H26.12. 4	行政書士が知っておくべき相続税の基礎知識	○	○	
58	539	H30. 2.22 H30. 3. 1	民事信託についての研修会（企画情報部と合同）	○	○	
59	554	R 1. 9. 9	債権各論 契約に関する研修会	○	○	
60	571	R 2. 8.24	戸籍の見方に関する研修会	○	○	
61	591	R 3. 9. 2	事業承継に関する研修会	○	○	
62	602	R 3.12. 7	民法（相続法）改正に関する研修会	○	○	
63	608	R 4. 2.16	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※特定行政書士会員のみ受講可	○	×	
64	610	R 4. 3.17	私法部初心者向け研修会	○	○	
65	616	R 4. 8.25	相続登記義務化に関する研修会	○	○	
66	631	R 5. 3. 1	私法部初心者向け研修会	○	○	
67	632	R 5. 3.15	特定行政書士ブラッシュアップ研修会 ※全会員受講可	○	○	
68	633	R 5. 3.31	私法部研修会	○	○	
69	636	R 5. 5.23	相続土地国庫帰属制度に関する研修会（土地利用部と合同）	○	○	
70	648	R 5.12. 6	外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会	○	○	
71	旧) 企画情報部 ※	534	H29. 8.28 H29. 9. 4	法定相続情報証明制度研修会 第2部 戸籍の見方・相続関係図の書き方	○	○
72		537	H29.11.24	ドローン等（無人航空機）飛行許可・承認申請手続きについて	○	○
73		546	H30.12. 6	被災者支援に関する研修会	○	○
74		576	R 2.11.16	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【1回目】	○	○
75		580	R 3. 1.27	SDGs時代における行政書士の役割と可能性についての研修会 【2回目】	○	○

※企画情報部につきましては令和3年4月1日施行の規則改正により統廃合されました。

ライブラリ研修申込書				
愛知県行政書士会会長 殿			令和 年 月 日	
申 込 者	氏 名			
	支 部	支 部	事務所TEL・FAX	
	会員番号	TEL ()		—
	メールアドレス	FAX ()		—
下記のとおり、研修会視聴を申込みます。				
視聴希望日時	番号	研修開催日	内 容	備考
(例) 令和〇年〇月〇日▽時	531	平成28. 9.27	産業廃棄物収集運搬業許可申請について (入門編)	

誓約事項

1. お借りした研修会媒体の複写・撮影等は、絶対いたしません。

【ライブラリ研修要領】

視聴場所	会館会議室
視聴時間	10時から17時まで (受付時間10時～12時、13時～15時)
研修内容一覧	別紙、ご参照ください。
視聴申込み	視聴希望日の7日前までにFAX (052-932-3647) にて申込みください。 (視聴機器の台数に限りがありますので希望日を変更いただくことがあります。)
キャンセル	予約を取り消す場合は、事務局までご連絡ください。
利用上の注意	1. 視聴のためにご来館されたときは、事務局までお越しください。 2. 視聴できる研修会は愛知県行政書士会所蔵のものに限ります。 3. 館外への持出、貸出、持込による視聴はできません。 4. 視聴覚室の使用については、事務局職員の指示に従って頂き、注意を守らない場合は、退出して頂く場合があります。

※定員オーバー等でお断りする場合のみ、その旨ご連絡いたします。

※愛知会ホームページ<https://www.aichi-gyosei.or.jp>の会員ページ「研修会ライブラリ」でオンデマンド可能な研修会もごございますのでご利用ください。

会 受 領 印 欄	
-----------------------	--

●●● 初心者向け業務相談のお知らせ ●●●

これから業務を始める方等を対象とした業務相談についてお知らせいたします。

業務相談は、随時受付（要予約）いたしますので、ご希望の方は、愛知県行政書士会事務局まで「業務相談申込書」を FAX（052-932-3647）またはメール（mo-gyoumu@staff-aichikai-gyousei.net）送信のうえ、お問い合わせください。

- ・相談は原則として愛知県行政書士会館で行います。
- ・申し込みをされた方には、該当する部会からお電話を入れ、日程を調整いたします。日中にご連絡がとれる電話番号でお申し込みください。
- ・業務相談の当日は、相談内容に関する資料をお持ちください。
- ・相談時間は1人1時間程度を予定していますので、ご了承ください。

建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談

- 内 容 建設業許可、経営審査事項等の建設業関係業務について
- 内 容 産業廃棄物収集運搬業許可について

運輸交通部 運輸交通関係業務相談

- 内 容 自動車登録（車庫証明含む）について

国際部 国際関係業務相談

- 内 容 国際関係業務について

土地利用部 土地利用関係業務相談

- 内 容 開発許可申請、農地転用許可申請等について

法人経営部 法人経営関係業務相談

- 内 容 風俗営業許可申請、株式会社設立（法人登記以外）について

私法部 私法関係業務相談

- 内 容 相続手続き、遺言書起案、任意後見契約、契約書作成等について

愛知県行政書士会 御中

年 月 日

初心者向け業務相談申込書

次のとおり、業務相談に申し込みます。(該当する部に○印)

- ・ 建設環境部 建設業関係業務・産廃（収運）業許可申請相談
- ・ 運輸交通部 運輸交通関係業務相談
- ・ 国際部 国際関係業務相談
- ・ 土地利用部 土地利用関係業務相談
- ・ 法人経営部 法人経営関係業務相談
- ・ 私法部 私法関係業務相談

支 部		会 員 番 号	
氏 名		電 話 番 号	
相談内容 (詳細を具体的に お書き ください。)			

愛知県行政書士会 F A X 052-932-3647



海部支部：杉藤 大地会員

会報委員 須田 充



海部支部の開業4年目の若手会員でもある杉藤大地会員の事務所を訪問し、お話をお伺いしました。

—まずは、行政書士を目指したきっかけを教えてくださいいただけますか？

大学で法学を選考したことが一番最初のきっかけになったと思います。その時はまだ漠然と法律関係の仕事についてみたいと考えるくらいでしたが、卒業後に行政書士事務所で働く機会があり本気で目指していこうと考えるようになりました。

—そういった経緯があったのですね。それでは主力の業務やそのやりがい等を教えてくださいいただけますか？

飲食店を中心とする風営関係、建設業、補助金業務などをメインに活動させていただいております。

やりがいについては、ご依頼者様との関係をうまく築けたことで許可取得をスムーズにできたときや、行政との調整がうまくいったときに感じます。例えば、「飲食店をはじめて開業したいので許可を取ってほしい」と依頼があったケースですが、自分が思っていた許可と現実に取らなければいけない許可に乖離が生じていて、このままでは開業の予算オーバーやオープン予定日に間に合わないという事態に陥っていたことがありました。そういったときは、準備期間からオープンまでの手続きの流れを丁寧に説明することで、不測の事態に対応しつつもご依頼者様に安心していただけたので本当に嬉しく思いました。

—とても素敵なエピソードですね。杉藤先生のお話を伺っていると、ただ依頼をこなすだけではなくどうやってご依頼者様に寄り添っていいのかと

いう思いやりを感じました。それでは、逆に難しさを感じていることや、その他にも気を付けていることはございますか？

難しさについては、何といたってもヒアリングです。先ほどのケースもそうでしたが、インターネットや雑誌広告などで誤った言葉足らずの情報が溢れてしまっていて、ご相談の時点で私とご依頼者様の間に大きな認識のズレが生じてしまっている場合があります。そんな時は、ご依頼者様の真意をヒアリングすることで大きなミスを防げると考えているからです。

また、それに併せてですが、曖昧な表現で確証の無いことを言わないということにも気を付けております。行政書士としてまずYESとNOをはっきりとし、実務でもケースバイケースの場合ははっきりと確証がないと表現することで、ご依頼者様に変な期待を持たせたりミスリードに繋がる危険を防いでいます。

—ありがとうございます。杉藤先生の業務に対する熱い思いが伝わってきました。それでは、行政書士として今後の展望などはございますか？

更に知識と経験を身に付け、より良いサービスを提供していきたいと考えています。そのためには私自身のレベルアップはもとより、信頼できる他士業の先生方とも連携し、色々な事業を複合的に対応することで、ご依頼者様に安心していただける行政書士を目指していきたいと考えております。

—素晴らしい志を語っていただきありがとうございます。では、ご多忙の毎日を送られている杉藤先生にとって休日の過ごし方やリフレッシュはどうされているのでしょうか？

ちょっと手の込んだ料理をつくって家族にふるまってみたり、おしゃれなカフェにいたりして気持ちをリフレッシュさせています。

—素敵なお趣味ですね。最後に杉藤先生のような若手の会員について何かメッセージはございますか？

新しい分野、新しい取り組みをどんどん行い、ぜひ一緒に行政書士会を盛り上げていきましょう！

ご多忙のなか、長時間にわたってお話をしてくださり本当にありがとうございました。杉藤会員のエネルギーで思いやりのある活動が今後も益々の発展をするよう祈念いたします。

支部だより

西北
支部

風俗営業研修会

会報委員 佐橋 正也

日時 令和5年12月4日(月)

午後6時～8時

場所 スナックmirai

講師 吉川 明宏会員・黒澤 淳会員

出席者 16名



昨年12月に開催した西北支部の風俗営業研修会では、実際に営業されている店舗をお借りして学ぶという、初めての試みで開催されました。

講師には同支部の風営法関係業務のスペシャリストである吉川明宏会員と黒澤淳会員にお越しいただきました。

研修会はレーザー距離計を使用して実際に店舗内を測量・実測してみるところからスタートしました。

講師の黒澤会員には風俗営業の許可申請の際に必要な図面の書き方や現場での考え方などの技術面を中心にご講義いただき、吉川会員には風営法申請に関する基本的な事項や実査の際に気を付けておくポイントなど、実務で必要となる知識を中心にご教授いただきました。

昨今のご依頼の傾向、ご依頼者様への対応の注意点など、貴重なお話も拝聴することができ、実店舗の雰囲気も相俟って、業務過程をとってもリアルに肌で感じる事ができる研修会となりました。

お忙しい中ご講義くださった吉川会員、黒澤会員、そして本研修のために快くお店を貸してくださったmiraiのご代表者様、スタッフ様に心より御礼申し上げます。

尾張
支部

令和6年 新年会

会報委員 河津 真子

日時 令和6年1月12日(金)

午後6時～8時

場所 ホテルプラザ勝川

出席者 36名



まだまだお正月気分の余韻が残っている中、36名の支部会員の方に参加していただき、尾張支部ではホテルプラザ勝川を会場として新年会が開催されました。

到着した会員の方からくじ引きで席を決め、各テーブルには男性、女性、ベテラン、若手が入り交じって着席し和やかな雰囲気の中で新年会がスタートしました。

神戸研人会員の司会進行のもと、最初に鈴木里佳支部長の年頭のご挨拶があり、乾杯の発声待ちきれなかったかのように各テーブルではお料理やお酒がすすみ、話が弾んでいました。

今回も前回同様、はずれくじなしのビンゴ大会が開催され様々な豪華景品を用意し、ビンゴになった方からくじを引いて景品を受け取っていました。当たった景品が紹介されると各テーブルから歓声があり、何が当たったのか、会員同士で盛り上がり楽しむ様子がみられました。

楽しい時間は本当にあっという間に過ぎてしまい、谷口正信会員の一本締めで滞りなく新年会は終了しました。会員の皆様のお陰で本当に楽しいひと時となりました。皆様にとっても良い年始めになったのであれば幸いです。

昭和
支部

令和5年度 支部旅行

昭和支部 岩崎 えり子

日時 令和5年11月18日(土)

場所 岡崎市・蒲郡市(家康ゆかりの地巡り、他)

参加者 24名



昭和支部では昨年に引き続き支部旅行としまして、日帰りバス旅行を開催しました。

今回は、「家康ゆかりの地を巡る岡崎と蒲郡クラシックホテル」というコース名で24名の会員が参加しました。大河ドラマ『どうする家康』で盛り上がっている岡崎市をカクキュー八丁味噌の郷、どうする家康・岡崎大河ドラマ館、大樹寺の順番で巡り、その後、蒲郡市に移動して、蒲郡クラシックホテルで昼食、蒲郡海鮮市場でお買い物、蒲郡オレンジパークでみかん狩り、と盛り沢山の内容でした。

当日は雨がちらつく事もあり少し冷えましたが、岡崎のカクキュー八丁味噌の郷では味噌味のソフトクリームを楽しんだり、みかん狩りでは童心にかえりながら、真剣に甘いみかんを選んでみたり、思い思いに楽しんでいました。

コース名の蒲郡クラシックホテルからは竹島が一望でき、美しい景色を見ながらのお料理は絶品でした。お酒を嗜む会員さんもいらっしやり、それぞれのテーブルごとに会話はずみ、リラックスしながら良い時間を過ごすことができました。

一日を通して、久しぶりに会う会員同士や初めて参加の会員も、各々に交流を深めており、とても有意義な日帰りバス旅行だと感じました。次回以降は、もっと多くの会員に参加してもらえよう魅力的な支部旅行を企画したいと思います。

東名
支部

懇親会～森の湖畔で家族 と一緒にバーベキュー～

会報委員 服部 麻帆

日時 令和5年11月18日(土)

午前11時～午後3時

場所 愛知県森林公園内

「森の湖畔バーベキュー場」

出席者 24名(会員18名 ご家族6名)



東名支部の秋の企画、『森の湖畔で家族も一緒にバーベキュー』と題した支部懇親会が、11月18日(土)に行われました。

会員18名とそのご家族6名にご参加いただきました。

バーベキューの会場は、尾張旭市の森林公園内の野外バーベキュー会場でした。

当日は霧雨が降り、天候に不安を抱えての出だしとなりました。準備に取り掛かった時には天気も回復し、無事にバーベキューがスタート。お肉や野菜、カットフルーツの他、差入れていただいた美味しいワインやお酒とともに会員同士の会話も弾みに弾み、会場は秋の木漏れ日と子供たちの笑い声に包まれました。終盤に差し掛かった頃、天気は大荒れ、突風により湖畔の水が横殴りの雨のように私たちのテーブルを襲い、焼きそばを会員同士の背中で守りながら必死で作り、食べるという中々の光景となりました。それもまた、面白可笑しい思い出になりました。

今回は、支部として初めての企画であり、携わっていただいた会員の皆様には事前の打ち合わせから当日までお忙しい中、ご尽力いただきました。お陰で参加いただいた方々から「また、やりたい」とお声をいただきました。記事には書ききれない楽しい思い出にあふれた東名支部懇親会でした。企画、準備に携わっていただいた会員の皆様、参加していただきました会員、ご家族の皆様、本当にありがとうございました。

中央
支部令和5年度第1回法人
経営業務部会研修会

会報委員 猪子 和美

日 時 令和5年11月21日(火)
午後3時～5時

場 所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講 師 東三支部 丸井 康弘会員

テーマ 『深夜における酒類提供飲食店営業と類似
業種の法的相異について』

出席者 27名



今回、中央支部の法人経営部会の研修は、東三支部の丸井康弘会員をお招きして「深夜における酒類提供飲食店営業と類似業種の法的相異について」について講義をしていただきました。

丸井会員は県警で長年にわたり風営法に携わった経験を活かし、現在は風営法を中心とした業務をされております。今回の研修では、許可を出す側としての貴重なお話を聞くことができました。

まず、風営法に関する用語の中でも間違えやすい部分の説明があり、特に深夜における酒類提供飲食店営業開始届に関しては「遊興させる」と「遊興する」の違いで一定の時間が来たら無許可営業になってしまう事を、具体例を挙げながら分かりやすく説明してくださいました。

後半では風俗営業、特定遊興飲食店営業、深夜における酒類提供飲食店営業の3つの営業時間、構造設備の基準、照度の規制を比較して、それぞれの注意点を規制の目的と共に詳しく説明してくださいました。

最後に、届出だからといって安易に考えることはせず、何が正しいかを常に考え、断ることも時には必要であること、依頼者が知らずに違法行為をしないよう説明を怠らないことを忘れないようにとの言葉は、行政書士として誠実かつ責任感を持って仕事に取り組む大切さを再認識する良い機会となりました。

東三
支部令和5年度法人経営・
運輸交通部会研修会

会報委員 山崎 仁

日 時 令和5年11月24日(金)
午後2時～4時

場 所 カリオンビル 4階中会議室

講 師 松本 浩一会員 (東三支部)

テーマ 『物流業界の2024年問題解決に向けて』

出席者 17名



今回の法人経営・運輸交通部会の研修会では、松本浩一会員を講師としてお招きし『物流業界の2024年問題解決に向けて』をテーマに、ご講義いただきました。

「物流業界の2024年問題」とは、働き方改革関連法に基づき2024年4月1日以降、ドライバーの長時間労働の是正を目的とし、時間外労働の上限が規制されることにより生じる諸問題の総称となります。前半は、許容される時間外労働時間が上限規制によりどれくらい短縮されるかについて、運転時間配分の計算方法等も交えながらの詳細な説明がありました。

続いて後半は、デメリットがクローズアップされがちな「2024年問題」において、割増賃金率の引き上げや、荷主側の取り組みによる荷待ち時間解消及び運賃値上げの必要性等、業界全体の働きかけによって物流の機能不全を防ぐ対策を講じ始めているというポジティブなお話がありました。

最後にまとめとして、物流分野には行政書士が関与できる分野が多く、知識を深めてトータル的なサポートができれば業務獲得につながるのアドバイスがありました。これから一般貨物運送など物流分野への挑戦を目指す会員の皆様にとって大変有意義な研修会になったことと思います。

尾張
支部

令和5年度 支部旅行

尾張支部 鈴木 里佳

日時 令和5年11月25日(土)

場所 伊勢神宮とおかげ横丁・VISON

参加者 17名



新型コロナウイルス感染症の流行により、開催できなかった支部旅行を4年ぶりに開催することができました。今回は伊勢神宮参拝とおかげ横丁、松阪牛のすき焼きを堪能した後、VISONを散策するというプランです。久しぶりの旅行ということもあり、天気を気にしながら迎えた当日は、現地に向かうバスの中でこそ少し雨に降られたものの、最初の目的地である伊勢神宮に到着するころには雨もあがり、過ごしやすい天候に恵まれました。新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着いてきたため、伊勢神宮もおかげ横丁も多くの人でにぎわっていました。それぞれ思い思いに周辺を散策した後、バスに乗り込み昼食場所である「松阪牛肉処力也」に向かいます。美しいサシの入ったお店自慢の松阪牛のすき焼きに会員からは歓声があがっていました。昼食後は多気町にあるVISONへ向かいました。ホテルやおしゃれなショップが立ち並ぶVISON。チーズケーキが美味しいと聞き、みんなで並んでみたり、お漬物を買ったり、コーヒーを楽しんだりとそれぞれが思い思いの時間を過ごしていました。

新型コロナウイルス感染症の流行により、会員相互が交流を深める機会が少なくなっていたため、今回久しぶりに支部旅行が開催でき、親睦を深めることができ本当によかったと思うと同時に、これまで当たり前だと思っていたことがそうではないのだと実感しました。今後も支部の活動を通じて会員相互の交流を深める機会を提供できればと感じました。

知多
支部

国際業務研修「事例 で見る在留諸申請」

知多支部 山野 伊紀

日時 令和5年11月25日(土)

午後2時～4時

場所 アイプラザ半田2F小ホール

講師 知多支部 岡田 晋太郎会員

参加者 16名



国際業務は、ニーズが高い業務であると思われませんが、知多支部において国際業務に携わっておられる会員が多くないようで、国際業務初心者向けの研修を企画し、11月に開催しました。

知多支部で国際業務に取り組んでおられる岡田晋太郎会員に講師をお願いして、事例に即したケーススタディをテーマとしていただきました。国際業務のうち、特にニーズが高い在留申請の3類型をご自身の過去の事例をもとに、申請書および添付書類の作成方法についてサンプルを参照しながら解説していただきました。

また、入国管理局での対応や注意事項についても体験をもとにお話ししていただきました。大変実践的な内容となっており、国際業務未経験者や経験の少ない方には有意義な講義となりました。

そして、事例に基づく研修資料は、個人情報のため個人名などは黒塗りになっていますが、在留申請を行う際の参考テキストとして役立つ資料になるかと思われま。

講義後に事例に関する質疑応答も行われ、より理解が深められたかと思えます。

この2時間の講義は、在留諸申請の記載方法、業務の流れ、入管における対応など実務が身につく貴重な機会となりました。

一宮
支部行政書士フェア
(無料相談会)開催

会報委員 深川 範江

日時 令和5年11月26日(日)

午前10時～午後4時

場所 イオンモール木曽川1階



一宮支部では、恒例となっておりますイオンモール木曽川での「行政書士フェア（無料相談会）」を今年度もイオンモール株式会社様のご厚意により1階中央入口通路に特設ブースを設置させていただき、開催いたしました。

開催した11月26日(日)は、イオンブラックフライデーの最終日ということもあり多くのお客様が行きかう中、無料相談コーナーにて一宮支部会員が相談にいらっしゃったお客様に対して無料相談会を開催いたしました。

今年の相談件数は、19件でした。内容としては、遺言・相続10件、成年後見1件、不動産6件、農地転用1件、その他1件で、やはり他の無料相談会と同様で遺言・相続で相談したいと思っている方が多いと思いました。

また、行政書士の仕事や活動についてもPRすることができたのではないかと思います。

支部会員のPRの声掛けや今年新調したのぼりがとてもはっきりとした色合いで「行政書士による無料相談会」「無料相談会開催中」という言葉が多くのお客様に知っていただけたのではないかと思います。

「ゆきまさ君」とお母様に「この子同じ名前なんです。」と笑顔で声をかけていただくことができました。行政書士会のキャラクターなんですというやり取りもあり、ユキマサくんをPRをお手伝いしてもらったという出来事もありました。

これからも多くの方に行政書士の活動を知っていただき、信頼される町の法律家を目指して広報活動が続けていきたいと思っております。そしてもっと知識を広め、頼れる行政書士を目指したいと改めて思いました。

ちよつとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

Q 市町村は、この法律が施行されることにより特定家庭用機器廃棄物を収集しなくてよいこととなるのですか。

A 市町村は、この法律が施行されることにより全面的に特定家庭用機器廃棄物の処理責任を免れるものではありません。しかし、市町村の一般廃棄物の処理責任はその市町村の区域内にある一般廃棄物を生活環境保全上支障が生じない内に処理されるように管理・統括することを意味するものであり、この法律により新たに構築される特定家庭用機器廃棄物の収集運搬、処理の経路を最大限活用することを妨げるものではありません。

具体的には、市町村は地域の小売業者と連携し、その区域内にある特定家庭用機器廃棄物について全て小売業者が引き取る体制を構築することなど、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物についても、回収体制を構築することが必要です。

出典：環境省HP「よくある質問（Q&A集）」より

名古屋支部 11月及び12月研修会

会報委員 宮本 隆

日時 令和5年11月29日(水)
午後6時～8時
場所 オンライン開催 (Zoom)
講師 名古屋支部 佐藤 卓也先生
テーマ PC研修会『DXで業務効率化を実現する方法』

出席者 10名

日時 令和5年12月21日(木)
午後6時～8時
場所 オンライン開催 (Zoom)
講師 名古屋支部 中瀬 雄太先生 (司法書士)
テーマ 相続研修会『相続登記義務化』
出席者 11名



11月は、身近にあるDXを行政書士としてどう活用するのか、PC知識と共に「DXとは、ITとの違いは」「PCとスマホを使いこなす事から始めるDX」「行政書士とDX」「PCその他の便利テクのご紹介」について解説して頂きました。今後もデジタル化が進むにつれてオンラインによる申請も増えると考えられるため、行政書士はデジタルリテラシーを向上すべく、日々研鑽を積むことが重要と思いました。

12月は、相続登記義務化（令和6年4月1日制度開始）を前に行政書士が注意すべきポイントや司法書士への繋げ方として「違反した場合の罰則や救済規定」「住所変更登記の義務化」「今後増えると予想させる相談」「相談時に意識したい相続登記の知識」について解説して頂きました。法改正の内容を気にされてご相談に来られる方々に正しい知識で的確なアドバイスを行えるように街の法律家である行政書士が新しい知識を身に付け続ける事が重要と思いました。

一宮支部 令和5年度第1回法人経営部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和5年11月30日(木)
午後6時～7時30分
場所 一宮市民会館2階 第1会議室
講師 一宮支部 立松 智美会員
テーマ 『入札参加資格申請の概要と実務』
参加者 10名 (他支部会員3名)



一宮支部では、令和5年度第1回法人経営部会研修会を一宮市民会館にて実施いたしました。

建設業許可・経営事項審査・入札参加資格審査申請の業務に精通されている立松智美会員が講師をされました。

「入札参加資格申請の概要と実務」というテーマで講義をして頂きました。

最初に入札について、入札の種類について説明して頂き、行政書士業務の1つである入札参加資格を取得するための手続きに関してもとても分かりやすく説明して頂きました。

申請に関しては「あいち電子共同調達システム」の入札参加資格申請の流れをご自身の経験を交えて説明して頂きました。

入札参加資格取得に必要な経営事項審査についても説明をされ経営事項審査をする行政書士が増えるといいとも話されました。

今回の研修で申請者の要望をしっかり伺ってご希望に添えるようにサポートしていくことがとても大切であると学びました。

とても貴重なお話を伺うことができ感謝しております。他支部からも参加して頂きありがとうございました。

昭和
支部令和5年度
忘年会

会報委員 上田 恵美

日時 令和5年12月2日(土)

場所 ANAクラウンプラザホテル・グランコート
名古屋 29階 中国料理 花梨

参加者 36名



昭和支部では忘年会を昨年に引き続き開催しました。今年も来賓は招待せず、支部会員のみ36名が参加しました。会場はANAクラウンプラザホテル・グランコート名古屋の29階にある中国料理「花梨」で、1階のホテルの入り口では素敵なクリスマスツリーがお出迎えをしてくれました。29階に昇ると窓一面に綺麗な夜景が広がり、さらに心躍らされました。

会場の座席は会員間の交流が進むようにくじ引きで決めました。そのため、普段あまり話す機会がなかった会員とも話す機会を設けることが出来たと思います。そして、どのテーブルもすぐに打ち解けている様子で、素敵なロケーション、おいしい中華料理のコースにお酒も進み、仕事の話だけでなく、趣味についてなど、色々な話題でとても盛り上がっているようでした。

毎年、会の途中で行われる新入・転入会員の紹介では、4名の会員に前に並んで頂き、自己紹介をして頂きました。皆様がしっかりと注目して、新入・転入会員の話に耳を傾けていました。その後の歓談タイムはお酒もさらに進み、テーブル間を自由に移動したりしながら、色々な会員と積極的に歓談している様子が見られました。

本当にあっという間の2時間半で、惜しみながら宴もお開きとなりました。来年以降は、今まで参加したことのない会員にも参加したい！と思ってもらえるような心惹かれるイベントを企画して参加を促していきたいです。

東三
支部令和5年度合同部
会研修会

会報委員 山崎 仁

日時 令和5年12月7日(木)

午後2時～4時

場所 カリオンビル 4階中会議室

講師 名古屋法務局豊橋支局 高山 正英様
水野 明美様、橋 由貴様テーマ 『相続登記義務化・国庫帰属・遺言書保管
制度の概要』他

出席者 41名



今回の国際私法部会と法人経営・運輸交通部会の合同研修会では、名古屋法務局豊橋支局の高山支局長、水野登記官、橋戸籍係長を講師としてお招きし『相続登記の義務化・相続土地国庫帰属制度・遺言書保管制度の概要』『法定相続情報証明制度の留意点』『帰化申請と戸籍・国籍関係の留意点』の各テーマで、ご講義いただきました。

まずは前半「相続登記義務化」では、相続によって取得した不動産を3年以内に相続登記しない場合、過料の対象となります。「相続土地国庫帰属制度」では、相続した土地を手放すことができる制度で、却下要件や不承認要件があります。「自筆証書遺言書保管制度」は、3,900円の費用で法務局に遺言書を預けることができます。

後半「法定相続情報証明制度」については、戸籍謄本等に記載されている法定相続人を一覧図にし金融機関等に提出することができる制度です。

最後は「帰化申請と戸籍・国籍」についての講義です。無戸籍者解消に注力されていることや、帰化申請の手順等についての説明がありました。限られた時間でやや駆け足となりましたが、非常に内容盛りだくさんの貴重な研修会となりました。

昭和
支部

令和5年度第2回 企業法務研究会

会報委員 上田 恵美

日時 令和5年12月14日(木)
午後2時～4時
場所 天白スポーツセンター 2階第3会議室
講師 森田哲也会員
テーマ 『行政書士電子署名を利用した定款認証業
務・合同会社設立の概要』
出席者 11名(他支部3名)



令和5年度第2回企業法務研究会が開催されました。今回は、行政書士電子署名を利用した定款認証業務・合同会社設立をテーマとして、森田哲也会員が講師を務め、業務知識と実務レベルを交えた研修会を実施しました。

まず、前提として合同会社とはどんな形態の会社か、株式会社との違いは何かなど基礎的知識の説明がありました。それを踏まえた上での合同会社設立のメリットについて詳しく解説いただきました。そして、実際の実立までの流れについて行政書士側が準備する事、顧客側が準備する事に分けて説明があり、実際に取り扱った案件を例にして進められました。これから法人設立などの企業法務業務に携わっていこうと考えている会員にとっては、具体的イメージが湧き、大変分かり易かったと思います。また、合同会社の定款作成の際には、株主総会などが無い分、お客様のお話を細やかに聞いて記載事項を決め、将来の揉め事が起きないようにしっかりと作りこんでいくというプロ意識を持つことが必要との事で、コンサル的要素が大きい業務だと感じました。

合同会社の設立は株式会社に比べて費用も抑えられ、手続きも簡単にできるので、今後増えていくと思います。今日の研究会で得た知識を活かし、今後の業務に活用していきたいと思います。

一宮
支部

令和5年度第2回法 人経営部会研修会

会報委員 深川 範江

日時 令和5年12月14日(木)
午後6時～7時30分
場所 一宮市民会館2階 第1会議室
講師 一宮支部 長屋 和利会員
テーマ 『電子帳簿保存法の概要と実務』



一宮支部では第2回法人経営部会の研修を開催いたしました。

電子帳簿保存法の概要と実務について税理士でもある一宮支部の長屋和利会員に講師をして頂きました。

制度の概要に関しては、①国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度②スキャナ保存制度③電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度という3つの柱について説明されました。

スキャナで読み取ったデータを保存する制度については読み取った後の紙を破棄できるので、ファイリング作業や保存スペースが不要であること、紙のやり取りではないので、データを経理担当に送れば完結するといったメリット等を実例を交えて分かりやすく説明されました。

また、実際に国税庁のホームページに入り、研修の内容や参考資料を確認することができました。

令和6年1月1日以降電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に関しては強制適用になるとの事でした。

行政書士業務においても電子申請が基本になっている流れがあり、今回の研修で教えていただいた事を業務に活かしていきたいと思いました。

中央
支部

令和5年度第2回土地利用業務部会研修会

中央支部 戸加里 邦子

日時 令和5年12月15日(金)

午後6時～8時

場所 愛知県行政書士会館 3階会議室

講師 本多 証一会員 (名古屋支部)

テーマ 『土地利用コンサルタントとしての行政書士ビジネスモデルについて』

出席者 31名



今回の土地利用業務部会研修会は、名古屋支部の本多証一会員をお招きして「土地利用コンサルタントとしての行政書士ビジネスモデルについて」をテーマに講義をしていただきました。研修開催にあたり、講師からの片方発信ではなく出席者との双方発信となる研修にしたい、とご相談したところ、本会の総務部長として会務に励む中にも関わらず、快く引き受けてくださり、ディスカッションを盛り込むことになりました。

前半は、レジュメに沿って「自己紹介」「土地利用業務の権利義務、事実証明」「土地にまつわるビジネス」と説明が続き、複数の士業の連携が必須の土地利用業務の場合、コンサルティング力のある行政書士が「旗振り」に最適であり、又、知識を極め「来た仕事を素早くこなす」職人的な行政書士はまさに王道であり、「コンサルタント行政書士」か「職人行政書士」か、自分は「どのような行政書士なのか」「どのような行政書士を目指すのか」見極めることが大切とアドバイスをいただきました。

後半は、本多会員が「相談を案件に昇華した（つまり報酬に結び付いた）」業務実績の中から選りすぐりの3件について、本多会員の説明後に出席者からの質問というディスカッション形式で進みました。質問は、外国人が相談者の場合、報酬に至ることが見込めない時点での経費の請求方法、各行政窓口の地域差等さまざまでしたが、全てに本多会員が丁寧に答えてくださいました。

中央支部の研修なので、中央支部所属の本会竹田会長もご出席くださり、研修の終わりに一言お話をちょうだいし「行政書士業務は多岐に渡るため、様々な場面でのコンタクトポイント（相談者と行政書士のあらゆる接点の意と解しました。）を見逃さず業務に結び付けましょう。」とまさに「相談を案件に昇華させる」ことのできる行政書士のニーズが更なる高まるのではないかと、思いました。

今年最後の研修なので、研修後の忘年会にも多数の会員の皆さんにご参加いただき、楽しい時間を過ごすことができました。

ちよつとひと息 「環境再生・資源循環」～家電リサイクル法Q&A～

Q この法律での料金とは何ですか。

A この法律での料金は、小売業者が特定家庭用機器廃棄物を引き取る際に請求する特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬に関する料金（収集運搬料金）、製造業者等が引き取り及び再商品化等に必要となる行為の実施に関し請求する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要となる行為に関する料金（再商品化等料金）があります。

料金の請求方法は、[1] 小売業者が排出者から引き取る際に、収集運搬料金と再商品化等料金をあわせて請求する場合、[2] 再商品化等料金はあらかじめ排出者が製造業者等に支払、小売業者は排出者から引き取る際に収集運搬料金のみを請求する場合があります。

出典：環境省HP「よくある質問（Q&A集）」より

名古屋
支部

12月及び1月常設 無料相談会

会報委員 宮本 隆

日時 令和5年12月19日(火)

午後1時～4時

令和6年1月16日(火)

午後1時～4時

場所 中村生涯学習センター

相談員 合計9名



名古屋支部では中村生涯学習センターにて毎月第三火曜日に常設無料相談会を開催しており、令和5年12月及び令和6年1月は、予定通り開催致しました。年末年始を挟んだ今回は、親族が集まる機会も増えることから、年始はご相談者が増えるのではないかと考えておりましたが、12月は5件で平月並み、1月は2件となり少なめとなりました。

少子高齢化や核家族化により親族関係が希薄になっているのでしょうか。また、地下鉄の広告、広報紙、インターネット等を見て来られたということで特定の媒体に偏りはありませんでしたが継続的な効果が見られます。

今回のご相談内容も令和6年4月1日から相続登記が義務化されることもあり、ご相談者の関心が高い状況が継続しています。その中には相続が開始しており遺産の中に不動産が含まれているが、前回の相続において遺産分割協議をせず不動産の名義が変更されないままの状況だった為、数次相続として対応することになります。放置されていた期間や相続人数によって相続手続きに相当の時間や費用を要することも考えられます。必要となる手続きの内容やおおよそ必要となる期間などを丁寧に説明し、ご理解頂くことが大切だと思います。行政書士の認知度向上と信頼向上に繋がるようにこれからも丁寧に取組んでいきたいと思っています。

昭和
支部

令和5年度第3回 市民法務研究会

会報委員 上田 恵美

日時 令和5年12月21日(木)

午後3時30分～6時

場所 天白スポーツセンター 1階第2会議室

講師 岩木 良太会員

テーマ 『行政書士と相続土地国庫帰属制度』

出席者 15名



令和5年度第3回市民法務研究会が開催されました。第1部は無料相談会の実施報告、第2部は上記テーマによる研修の2部構成です。

第1部では10月から12月までに実施した無料相談会について担当会員（5名）より報告がなされました。今回の相談内容は遺言や遺産分割協議書の作成に関するもののほか、生前贈与に関するものまであり、幅広い知識が求められる内容でした。

第2部は、司法書士もされている岩木良太会員に上記テーマによる講義をしてもらいました。すでに施行されている相続土地国庫帰属制度ですが、これは来年4月1日施行の相続登記の申請義務化と合わせて関心の高い分野であり、行政書士もこの国庫帰属の承認申請について書類作成に関わることができるため、以前からこの分野の知識を習得したいと考えていました。担当講師からまず制度が設けられた背景の説明があり、その後は法務局への事前相談の方法から国庫帰属の承認（負担金の納付）に至るまでの流れについて説明がありました。特に却下要件や不承認要件については条文や通達の内容をもとにした詳細な説明がありましたので、各要件について具体的な事例を想定することができました。承認申請書の雛形も紹介されていたので、実際の申請時のイメージも持つことができました。今日の講義を通じて制度に関する全体的な考察ができ、今後の業務にも繋がる大変有意義なものとなりました。今後も最新の情報を意識しながら自己研鑽に努めていきたいと思っています。

📎
碧海
支部

令和5年度第3回 支部研修会

会報委員 鈴木 景子

日時 令和5年12月21日(木)
午後3時30分～5時30分
場所 刈谷市総合文化センター
中央生涯学習センター 403・404号室
講師 中央支部 早川 忠会員
テーマ 『建設業に関する研修』
参加者 25名



令和5年度3回目の碧海支部研修会として、建設業の実務に精通している中央支部の早川忠会員に講師をお引き受けいただき「建設業に関する研修」を実施いたしました。既に建設業許可を扱っているベテランの会員から新人の会員まで幅広い層の会員が参加しました。

愛知県の「建設業許可の手引き」の付表と事業年度終了届についての手引きを見ながら、講義を進めて頂きました。建設工事の種類の中でも分かりにくい「土木一式工事」「管工事」「水道施設工事」の区分の考え方や「鉄骨組立て工事」と「鉄骨工事」の違い、建設工事の例示の中で理解が難しい運搬機器設置工事などについて詳しく説明して頂きました。また、事業年度終了届の完成工事原価の中にある労務費と人件費の考え方や、書類作成の際のポイントだけでなく、建設会社の社長とのコミュニケーションにおいて何を一番大切にされているかというお話などもして頂き、行政書士としての事業者との向き合い方も非常に参考になりました。時折、参加している会員に話しかけられ、ユーモアにあふれた講義に引き込まれました。

建設業許可業務を行っている会員にとっては、更に理解が深まり、これから始めようとしている会員にとってはこの業務の奥深さや魅力を知ることができる非常に有意義な研修になったのではないかと思います。

📎
名南
支部

「農地法許可申請」 研修会

名南支部 山崎 義満

日時 令和6年1月16日(火)
午後5時30分～6時30分
場所 日本特殊陶業市民会館
「3F第一会議室」
参加者 支部会員36名



今年も名南支部の新年賀詞交歓会の日、市民会館3階の会議室で研修会を行いました。講師は豊明市の山田恵子会員で、テーマは「農地法許可申請」でした。山田先生は、長年豊明市農業委員会事務局に奉職され申請を受け付ける側としての立場も踏まえて講義をされました。名南支部エリアの瑞穂区・熱田区・南区・緑区では農地は減っており、縁遠くなっているかと思っていましたので新鮮でした。

農地を農地以外のものにすることを規制する農地法について、令和5年4月1日からの農地の下限面積の撤廃の話題にふれつつ、3条許可から、農地の転用の4条、5条許可と、順番に説明していただきました。ケーススタディとして、分家住宅の建築での農地転用で、役所がどこを見ているのかを、長年の経験から話して下さったのが分かりやすかったです。

また、申請者によってよくあるタイプや、役人にもいろいろなタイプがいたり、地域によるローカルルールがあったり、負担金の地域差、依頼者への見積についても、自分の思い込みで判断しない方がいい等のアドバイスがありました。短い時間でしたが、農地法許可申請の要点がわかる研修会でした。山本支部長からは、昔は行政書士といえば、建設業に次いで農地転用の許可申請をされている行政書士も多かったというお話を聞き、行政書士の長い歴史を感じました。

名南
支部

新年賀詞交歓会

名南支部 山崎 義満

日時 令和6年1月16日(火)
賀詞交歓会 午後6時30分～8時30分
場所 日本特殊陶業市民会館
「サンモリッツ」
参加者 支部会員36名、来賓12名



今年も名南支部の新年賀詞交歓会を行うことができました。会場は、昨年に引き続き日本特殊陶業市民会館です。支部会員の参加者は、昨年を上回る36名の申込がありました。

賀詞交歓会には、今年も、本会の竹田勲会長をはじめ、名南支部エリアの市議員、県議員、国会議員秘書の方々と、多数の方が参加してくださいました。まずは乾杯ということで、皆でグラスに注いで準備をし、年長者の鬼頭喜代志会員の乾杯の音頭でスタートしました。

会場のサンモリッツはお洒落なテーブルもあり、ゆったりと腰を下ろして、落ち着いた雰囲気でお話せるお店で、会員間、議員方とも楽しく歓談することができました。

宴の中頃には、なんと等身大の「ユキマサ君」が登場しました。普段は2Dなのに、リアルでビックリしましたが、めちゃくちゃ可愛らしかったです。さらに、「ユキマサ君」と一緒に記念撮影もできたので、ぜひ自分もと、ベテランの先生も来賓の議員も記念撮影をし、一層会場が盛り上がりました。

1年のスタートの名南支部賀詞交歓会でしたが、お開きの時間となり、万歳三唱で会場を後にしました。今年も大勢の支部会員と親睦を深めることができました。会場のセッティングや、当日の運営に尽力して下さった支部役員の方々には、感謝を申し上げます。次回は支部研修会でしょうか…楽しみにしています。

西尾
支部

新春支部研修会及び新年会

会報委員 鈴木 謙一

日時 令和6年1月18日(木)
午後4時～5時
場所 西尾商工会議所 2階小ホール
講師 司法書士 加藤 正治会員
司法書士 林 優児会員
テーマ 『相続土地国庫帰属制度・相続登記の義務化について』
出席者 22名



新春恒例の支部研修会を令和6年1月18日(木)に行いました。西尾支部会員でもありますが、司法書士加藤正治会員、司法書士林優児会員兩名に『相続土地国庫帰属制度・相続登記の義務化』についてご講義いただきました。

相続土地国庫帰属制度では、実際の業務の流れ、申請書の記載例、添付書類、負担金等の費用面について、とても分かりやすくご説明いただきました。相続登記の義務化については、令和6年4月1日施行という事で、所有者不明土地問題が少しでも解消できる流れとなればと思います。行政書士としても対応できる部分もあり、業務としての理解も必要であると実感をしました。

研修会終了後は、別会場に移動し支部新年会を開催しました。乾杯後は、和やかな雰囲気の中、会員相互で情報交換をし、交流を深める事ができました。新入会員2名の方も参加され、多くの先輩会員の方と話しをされていました。

今後も会員間で親交を深め、業務の研鑽に繋げる事ができればと思います。

名古屋
支部令和6年新年賀詞
交歓会

会報委員 宮本 隆

日 時 令和6年1月20日(土)
午後6時30分～8時30分
場 所 マリエカリヨン名古屋



名古屋支部は1月20日(土)に昨年と同じマリエカリヨン名古屋にて令和6年新年賀詞交歓会を開催致しました。

当日は、名古屋支部副支部長大沼先生のご挨拶に始まり、ご来賓の愛知県行政書士会竹田会長、国会議員、県会議員及び市会議員の皆様に国政、県政及び市政の取組みを交えたご挨拶を賜りました。誠にありがとう御座いました。

乾杯のお言葉は、瀧先生から頂戴いたしました。

ここで待ちに待った美味しい食事が次から次へと運ばれ、各テーブルでお酒と会話が進み盛り上がりおりました。大変良い交流の機会になりました。

後半は、令和6年に名古屋支部の仲間となった皆様から自己紹介を頂きました。緊張されている先生も居られたようですが、これから一緒に名古屋支部を盛り立てて行きましょう。

最後に竹内先生から締めのご挨拶を頂戴して、名古屋支部の新年賀詞交歓会がつつがなく執り行われました。

このように盛大な新年賀詞交歓会をご準備頂いた名古屋支部役員の皆様ありがとうございました。

これからもご依頼者の皆様方の期待に応えられる様な街の法律家として、行政書士の業務に取り組んでいきたいと思いをしました。

東名
支部

新年会

会報委員 服部 麻帆

日 時 令和6年1月20日(土)
午後5時30分～
場 所 すし処 友佑
出席者 28名



元旦に発生しました能登半島地震で被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

1月20日(土)守山区の『すし処 友佑』にて、東名支部新年会が開催されました。

金林伸洙副支部長の司会進行のもと、冒頭において能登半島地震で被災された方々への黙祷後、友田隆士支部長の開会の挨拶に続いて、愛知県行政書士会竹田勲会長から賜りました新年の祝辞を本会子安幸代副会長が代読されました。

そして玉井徹会員の乾杯の発声のもと、待ちに待った会食がスタートいたしました。

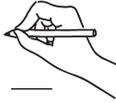
今回の新年会は、人との交流の社会的制約から解放されたことを祝すとともに、近年十分な交流を図ることができなかった新入会員(登録令和元年以降)の会員は『ご招待』であったため、令和元年以降の登録の新入会員8名に参加していただきました。既存の会員の皆様と新入会員と更なる交流ができて、とても有意義な集まりとなったように思います。

食事とデザートも済んだころ、河本清孝支部相談役に中締めのお言葉をいただきました。

それぞれのテーブルはまだまだ盛りをみせる中、名残惜しい雰囲気ではありましたが、記念撮影をして閉会となりました。

今後も多くの会員の皆様と新年会を始め、支部企画、研修といった場所でご縁を深められることができれば幸いです。

R e p o r t

— 事務局 — 

■令和5年12月

1日(金)	ADR事前説明会・調停担当者会議、法務省主催ADRの日オンライン・フォーラム開催 竹田会長、渡辺副会長、蓬田常務理事 国際部在名古屋フィリピン総領事館表敬訪問
4日(月)	新規登録受付 正副会長会開催 OSSに関する研修会開催 運輸交通部会開催
5日(火)	新規登録受付 ADR手続説明会開催 内藤副会長、野崎常務理事、武理事 自由業団体大学生のための資格業ガイダンス出席 渡辺副会長、蓬田常務理事 国際部各領事館（ペルー、ブラジル、韓国）訪問 千田理事 東京ITプログラミング&会計専門学校講師派遣 松葉常務理事 法務部カレンダー配付 伊福副会長、芳賀常務理事、大野理事、丸井委員 法人経営部カレンダー配布 子安副会長、平松常務理事 ADR PR活動 八十川理事 封印払出書確認
6日(水)	竹田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席 外国人及び海外邦人の相続・遺言についての研修会開催 渡辺副会長、蓬田常務理事 国際部カレンダー配布 新年賀詞会場下見・打合せ開催 渡辺副会長、野崎常務理事 職務上請求書確認
7日(木)	竹田会長 日行連常任理事会出席 千田理事 日行連法教育推進委員会出席 一般倫理研修（一宮会場）開催 佐藤常務理事 建設環境部カレンダー配付 渡辺副会長、蓬田常務理事、中山委員 国際部・申請取次行政書士管理委員会カレンダー配付
8日(金)	農地法（第3条・4条・5条許可等）に関する研修会開催 土地利用部会開催 私法部会開催 2/22行政書士記念日企画実行委員会開催 土地利用部業務相談会開催 野崎常務理事、貝田理事 自由業団体令和5年度懇親会出席 竹田会長 フジエージェンシー来会対応 早川副会長、本多常務理事 東海北陸厚生局来会対応
11日(月)	渡辺副会長 日行連デジタル推進本部全体会議出席 岩崎常務理事 日行連運輸交通部門会議出席 部長会開催 一般倫理研修（会館）開催 八十川理事 封印払出書確認作業
12日(火)	竹田会長、子安副会長、伊福副会長、岩崎常務理事 中地協各单位会の第1回担当者会議出席 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 会報1月号校正会議開催 インボイス・電子帳簿保存法説明会打合せ開催

■令和5年12月

13日(水)	竹田会長 日行連経理部会出席 総務部・私法部打合せ開催 国際部業務相談会開催 蓬田・勝田常務理事 職務上請求書確認
14日(木)	竹田会長 日行連経理部会出席 松葉常務理事 日行連改正行政書士法対応委員会出席 本多常務理事 日行連規制改革委員会 経審要員試験勉強会開催
15日(金)	松葉常務理事 日行連改正行政書士法対応委員会出席 総務部実務研修会開催 監察正副委員長会議開催 新年賀詞司会者との打合せ開催
16日(土)	竹田会長、本多常務理事 大原会講演会、懇親会出席
18日(月)	渡辺副会長 日行連デジタル推進本部全体会議出席 風営適正化法に係る各種申請・届出の留意事項に関する研修会開催 法人経営部会開催 封印管理委員会開催 丁種封印制度に関する意見交換会開催 自販連との懇話会開催
19日(火)	建設業許可申請等受付補助業務要員全体会議開催 経営事項審査補助業務要員必須連絡会開催 経理部会開催 建設環境部会開催 ADR手続説明会開催 岩崎常務理事 運輸交通部カレンダー配布 平松常務理事 職務上請求書確認作業
20日(水)	登録書交付式 広報部会開催 総務部・広報部打合せ開催
21日(木)	竹田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席 一般倫理研修（東三支部会場）開催 本多・勝田常務理事 一宮建設事務所受託事業打合せ出席 ADR法改正に関する説明会開催 伊福副会長 愛知県暴力追放運動推進センター訪問
22日(金)	早川副会長 日行連第4回許認可業務部建設環境部門会議出席 子安副会長 日行連中央研修所全国担当者会議出席 中村常務理事 日行連行政書士制度調査委員会出席 渡辺副会長 中国地方協議会出席 不当要求防止責任者講習開催 総務部会開催 土地利用部業務相談会開催 芳賀常務理事 職務上請求書確認作業
25日(月)	申請取次行政書士管理委員会開催 建設環境部業務相談会開催 伊福副会長 愛知県暴力追放運動推進センター訪問

事務局だより

■令和5年12月

26日(火)	部長会開催 2/22行政書士記念日企画実行委員会開催 親陸ゴルフ大会総括会議開催
27日(水)	法務部会開催 第4回試験正副サブ責任者会議開催 野崎常務理事 広報部カレンダー配布 伊福副会長、佐藤常務理事 職務上請求書確認作業 岩崎部長 封印払出書確認作業
28日(木)	事務局仕事納め

■令和6年1月

5日(金)	事務局仕事始め 蓬田常務理事、山田理事 第18回名古屋中国春節祭開幕式・祝賀会出席
9日(火)	正副会長、本多常務理事 県庁新年挨拶廻り 本会常設無料相談会開催 総務省名古屋総合行政相談所くらしの行政・法律相談開催 2/22行政書士記念日企画実行委員会 会場下見・打合せ開催 私法部研修会講師との打合せ開催
10日(水)	部長会開催 令和6年新年賀詞交歓会開催
11日(木)	新規登録受付 蓬田・勝田常務理事 職務上請求書確認 木町委員 封印払出書確認
12日(金)	岩崎常務理事 日行連運輸交通部会出席 新規登録受付 私法部会開催
15日(月)	新規登録受付 支部長会開催 運輸交通部会開催 封印管理委員会開催
16日(火)	デジタル推進ワーキンググループ開催 経審要員試験勉強会開催 ADR手続説明会開催 平松常務理事 職務上請求書確認
17日(水)	竹田会長 日行連正副会長会・常任理事会出席 テーマ別建設業実務研修会(第2回)開催 雨水浸透阻害行為許可審査業務に係る連絡会開催 法人経営部会開催 勝田常務理事 中部地区土地政策推進連携協議会令和5年度講演会出席
18日(木)	竹田会長 日行連常任理事会・理事会出席 自動車保有関係手続きのOSS体験会開催 2/22行政書士記念日企画実行委員会開催 ADR打合せ開催
19日(金)	竹田会長 日行連令和6年新年賀詞交歓会出席 子安・内藤副会長 名古屋市と2/22行政書士記念日事業基調講演等の打合せ出席

■令和6年1月

21日(日)	野崎常務理事、武・貝田理事 自由業団体第42回「生活お困りごと無料相談会」出席
22日(月)	子安・内藤副会長 日行連模擬ODR出席 登録証交付式 新年賀詞交歓会総括開催 河本理事、中川手続実施者 ADR模擬ODR出席
23日(火)	早川副会長 日行連第5回許認可業務部建設環境部門会議出席 法務部会開催
24日(水)	岩崎常務理事 日行連運輸交通部会出席 正副会長会開催 インボイス・電子帳簿保存法に関する説明会開催 申請取次行政書士管理委員会開催 早川副会長、佐藤常務理事 県都市総務課との意見交換会出席 伊福副会長、佐藤常務理事 職務上請求書確認作業
25日(木)	竹田会長 日行連給与等裁定会議出席 建設業関係業務履修講座開催 2/22行政書士記念日企画実行委員会開催
26日(金)	竹田会長 日行連給与等裁定会議出席 GビズID取得に関する研修会開催 佐藤常務理事 京都会経営事項審査業務受託40周年記念式典出席 木町委員 封印払出書確認
29日(月)	会報3月号編集会議開催 子安・内藤副会長、野崎常務理事、米村理事 2/22行政書士記念日フォーラム会場下見
30日(火)	部長会開催 理事会開催
31日(水)	子安副会長、河本理事 日行連ADR認証取得済単位会課題検討協議会議出席 千田理事 日行連法教育推進委員会出席 一般倫理研修(岡崎支部会場)開催 建設環境部会開催





会員の動向



個人会員数 3,308人
法人会員数 93法人

新規登録入会者の紹介



登録番号 第23192800号
会員番号 第6923号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 川角 智

事務所 行政書士川角智事務所
名古屋市千種区富士見台5丁目43番地の2
電話番号 052-721-1778 所属支部 中央



登録番号 第23192804号
会員番号 第6927号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 佐々木 奈緒子

事務所 細田行政書士事務所
名古屋市中区金山五丁目11番6号 NSCビル4階
電話番号 052-746-2900 所属支部 中央



登録番号 第23192801号
会員番号 第6924号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 小川 佳宏

事務所 行政書士小川佳宏事務所
日進市竹の山四丁目1112番地
電話番号 0561-72-7831 所属支部 昭和



登録番号 第23192805号
会員番号 第6928号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 大谷 敏正

事務所 行政書士大谷敏正事務所
豊橋市大岩町字荒古58番地の27
電話番号 090-6072-7412 所属支部 東三



登録番号 第23192802号
会員番号 第6925号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 山本 健一

事務所 山本健一行政書士事務所
一宮市浅井町前野字薬師裏25番地
電話番号 090-2260-6807 所属支部 一宮



登録番号 第23192806号
会員番号 第6929号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 大崎 友和

事務所 大崎友和行政書士事務所
知多郡美浜町大字上野間字越智27番地4
電話番号 080-1221-4163 所属支部 知多



登録番号 第23192803号
会員番号 第6926号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 橋詰 秀幸

事務所 はしづめ行政書士事務所
名古屋市中村区千原町2番39号 レジデンス岩島406号室
電話番号 090-3588-4672 所属支部 名古屋



登録番号 第23192807号
会員番号 第6930号
入会年月日 令和5年12月1日
氏名 片岡 達宏

事務所 片岡達宏行政書士事務所
岡崎市堂前町二丁目6番地18
電話番号 0564-21-5904 所属支部 岡崎



登録番号 第24190043号
 会員番号 第6931号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 岡田 慎一

事務所 岡田慎一行政書士事務所
 安城市赤松町大北65番地
 電話番号 050-1808-0141 所属支部 碧海



登録番号 第24190048号
 会員番号 第6936号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 横山 敦也

事務所 よこやま行政書士事務所
 犬山市大字犬山字西三条25番地10
 電話番号 090-7024-2792 所属支部 尾北



登録番号 第24190044号
 会員番号 第6932号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 所 俊邦

事務所 所行政書士事務所
 日進市東山六丁目913番地
 電話番号 090-8959-6690 所属支部 昭和



登録番号 第24190049号
 会員番号 第6937号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 北村 美紀

事務所 北村美紀行政書士事務所
 名古屋市天白区平針南一丁目1928番地
 電話番号 052-847-0577 所属支部 昭和



登録番号 第24190045号
 会員番号 第6933号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 宮木 幸輝

事務所 宮木行政書士事務所
 名古屋市中川区松年町1丁目19番地の1
 電話番号 090-3935-4963 所属支部 名古屋



登録番号 第24190050号
 会員番号 第6938号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 牧野 光洋

事務所 牧野行政書士事務所
 春日井市宮町字宮町103番地
 電話番号 080-3632-9687 所属支部 尾張



登録番号 第24190046号
 会員番号 第6934号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 井澤 佐代子

事務所 井澤行政書士事務所
 名古屋市瑞穂区豆田町4丁目8番地の13
 電話番号 090-3449-8412 所属支部 名南



登録番号 第24190051号
 会員番号 第6939号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 酒井 美緒

事務所 行政書士酒井事務所
 清須市東須ヶ口34番地
 電話番号 052-400-0551 所属支部 西北



登録番号 第24190047号
 会員番号 第6935号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 杉本 勇也

事務所 杉本行政書士事務所
 稲沢市小沢二丁目3番10号
 電話番号 090-1236-9105 所属支部 一宮



登録番号 第24190052号
 会員番号 第6940号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 平松 吉隆

事務所 行政書士平松吉隆事務所
 名古屋市緑区若田一丁目506番地
 電話番号 090-9934-9503 所属支部 名南



登録番号 第24190053号
 会員番号 第6941号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 三浦 碧

事務所 行政書士三浦碧
 名古屋市中央区錦三丁目15番15号 CTV錦ビル7F
 電話番号 所属支部 中央



登録番号 第24190058号
 会員番号 第6946号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 福原 弘教

事務所 行政書士法人アールエイチ事務所 名古屋支店
 名古屋市北区中切町4丁目85番地の1
 電話番号 052-908-0580 所属支部 西北



登録番号 第24190054号
 会員番号 第6942号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 小笠原 大介

事務所 行政書士 小笠原事務所
 春日井市若草通5丁目103番地2
 電話番号 0568-29-7736 所属支部 尾張



登録番号 第24190055号
 会員番号 第6943号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 高羽 久勝

事務所 高羽久勝行政書士事務所
 名古屋市中村区中村町5丁目115番地
 電話番号 052-461-2551 所属支部 名古屋



登録番号 第24190056号
 会員番号 第6944号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 津谷 光一郎

事務所 LECT行政書士事務所
 名古屋市中区大須三丁目2番15号 栄南KTビル2階
 電話番号 052-269-9083 所属支部 中央



登録番号 第24190057号
 会員番号 第6945号
 入会年月日 令和6年1月1日
 氏名 森 秀幸

事務所 森秀幸行政書士事務所
 刈谷市東刈谷町3丁目2番地5
 電話番号 0566-23-5210 所属支部 碧海

退会者のお知らせ

令和6年1月10日現在

支部	氏名	退会日
名南	中 鍋 里 香	令和5年11月22日
豊田	鈴 木 昌 人	令和5年11月30日
東三	筒 井 彰 英	令和5年11月30日
一宮	花 井 正 博	令和5年12月5日
西尾	内 藤 昭 平	令和5年12月8日
尾北	河 村 金 明	令和5年12月8日
名南	青 木 功	令和5年12月15日
碧海	石 川 彰	令和5年12月18日
東三	田 中 展	令和5年12月28日
尾北	今 枝 良 幸	令和5年12月30日
碧海	加 藤 哲 也	令和5年12月31日
名古屋	山 田 宗 義	令和5年12月31日

新規法人登録入会の紹介

法人番号 第1001802号
 従たる事務所の法人番号 第1001803号
 会員番号 第H116号
 入会年月日 令和5年6月27日
 法人の名称 カノン行政書士法人
 主たる事務所の名称 カノン行政書士法人 大阪事務所
 従たる事務所の名称 カノン行政書士法人 名古屋事務所
 従たる事務所 名古屋市中区金山二丁目15番14号
 パックス金山ビル6階
 従たる事務所電話番号 052-323-0001
 所属支部 中央

法人番号 第2311601号
 会員番号 第H117号
 入会年月日 令和5年8月1日
 法人の名称 中本行政書士法人
 主たる事務所の名称 中本行政書士法人
 主たる事務所 知多郡武豊町字道崎26番地の6
 主たる事務所電話番号 0569-73-2828
 所属支部 知多

法人番号 第2315701号
 会員番号 第H118号
 入会年月日 令和5年7月3日
 法人の名称 行政書士法人am
 主たる事務所の名称 行政書士法人am
 主たる事務所 岡崎市牧御堂町字水洗38番地1
 主たる事務所電話番号 0564-64-7230
 所属支部 岡崎

法人会員の変更案内

法人番号 第1600901号
 会員番号 第H33号
 法人の名称 行政書士法人エベレスト
 主たる事務所の名称 行政書士法人エベレスト
 主たる事務所所在地 名古屋市東区葵三丁目22番8号
 変更事由 事務所名称、事務所所在地
 所属支部 中央

法人番号 第1701501号
 会員番号 第H39号
 法人の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 主たる事務所の名称 行政書士法人あいち行政&相続
 使用人(雇用) 山本 一樹
 使用人(退職) 天野 翔太郎
 変更事由 使用人の雇用、使用人の退職
 所属支部 碧海

法人番号 第2216601号
 会員番号 第H100号
 法人の名称 クロスティ行政書士法人
 主たる事務所の名称 クロスティ行政書士法人
 使用人(退職) 平野 まいこ
 変更事由 使用人の退職
 所属支部 中央

法人番号 第1701301号
 会員番号 第H38号
 法人の名称 行政書士法人アベニール
 主たる事務所の名称 行政書士法人アベニール 名古屋事務所
 使用人事務所 吉田 朱莉
 変更事由 使用人登録事務所
 所属支部 名古屋

法人番号 第1303104号
 会員番号 第H119号
 法人の名称 行政書士法人チェスター
 従たる事務所の名称 行政書士法人チェスター 名古屋事務所
 従たる事務所所在地 名古屋市中区栄三丁目2番3号
 従たる事務所電話番号 052-766-5024
 社員(加入) 西谷 直記
 変更事由 従たる事務所の設置、社員の加入
 所属支部 中央

事務所の変更案内

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
中央	貝沼 景介	名古屋市東区葵三丁目22番8号	461-0004		事務所名称、事務所所在地
	行政書士法人エベレスト				
中央	野村 篤司	名古屋市東区葵三丁目22番8号	461-0004		事務所名称、事務所所在地
	行政書士法人エベレスト				
中央	佐藤 甫	名古屋市東区榑木町1丁目15番地 榑木ビル506号室	461-0014		事務所所在地
中央	南 成	名古屋市千種区今池四丁目1番11号 榑ビル4階	464-0850	052-734-3771	事務所所在地、事務所電話番号
中央	後藤 昌宏	名古屋市東区白壁一丁目45番地 白壁ビル603	461-0011		事務所所在地
中央	木村 直美	名古屋市中区新栄2丁目9番5号 801	460-0007		事務所所在地
中央	玉水 健士	名古屋市中区金山一丁目11番10号 金山ハイホーム909	460-0022	052-212-9710	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
	玉水健士行政書士事務所				
中央	木田 美花	名古屋市中区新栄二丁目22番3号	460-0007		事務所所在地
名古屋	近藤 実晴	名古屋市中川区昭和橋通一丁目36番地2 メゾン 富貴101号	454-0852		事務所名称、事務所所在地
	SBN行政書士事務所				
名古屋	萩原 ゆり	名古屋市中村区名駅四丁目2番7号 丸森パークビル西棟5F	450-0002	090-6211-5565	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
	行政書士法人あいち行政&相続 名古屋店				
名古屋	吉田 朱莉	名古屋市中村区名駅五丁目16番17号 花車ビル南館9階	450-0002	052-433-2290	事務所名称、事務所所在地、事務所電話番号
	行政書士法人アベニール 名古屋事務所				
名南	宮田 幸一				単体会変更(長崎会へ)
東名	金林 伸洙			0561-84-8484	事務所電話番号
尾北	石子 智子	江南市古知野町朝日165番地 ナガタニビル2階東室	483-8213	0587-54-1700	事務所所在地、事務所電話番号
海部	吉田 知弘			052-462-8017	事務所電話番号
知多	花田 直子	知多市新知東町二丁目27番地14	478-0065		事務所所在地
知多	久田 果奈	知多市新知東町二丁目27番地14	478-0065		事務所所在地
知多	福井 健司	知多市新知台1丁目3番地の16 (サブリーム新知台403)	478-0064		事務所所在地、事務所電話番号
岡崎	福田 哲也	岡崎市庄司田3丁目2番地15	444-0821		事務所所在地

支部	会員名(上)・事務所名称(下)	事務所所在地	郵便番号	TEL	変更事項
岡崎	朝岡 由美子				属性、事務所名称
	行政書士法人am				
岡崎	古田 絵美子			0564-78-0581	事務所電話番号
豊田	中西 洋介				単体会変更(兵庫会へ)
碧海	石橋 るり	安城市桜町17番地 5 APビル 3F	446-0041	0566-45-5880	属性、事務所名称、 事務所所在地、 事務所電話番号
	行政書士法人あいち行政&相続 安城支店				
碧海	糸 貴嘉			0566-99-7044	事務所電話番号
東三	長谷川 眞	豊橋市新栄町字南小向151番地 1 メゾンエスペランス202	441-8016		事務所所在地
東三	白井 勉			0533-59-8833	事務所電話番号

ご逝去会員のお知らせ

海部支部 服 部 貴 会員 令和5年11月22日ご逝去 (享年72歳)
 西北支部 井 上 雅 彦 会員 令和5年11月24日ご逝去 (享年84歳)
 豊田支部 小 栗 金 夫 会員 令和5年12月27日ご逝去 (享年88歳)
 西北支部 熊 澤 信 行 会員 令和6年1月7日ご逝去 (享年84歳)

ご逝去を悼み謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

愛知県行政書士会
 会長 竹 田 勲



COSMOS通信 3月号

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター愛知県支部

セミナー・相談会の開催報告

日 時 令和5年12月7日(木)
午後1時30分～4時30分

場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)

相 談 会 相談員 宮本隆会員 山野伊紀会員
相談者 3名

日 時 令和5年12月14日(木) 午後1時30分～4時

場 所 小牧市役所
相 談 会 相談員 堀己喜男会員 佐藤令会員
相談者 3名

日 時 令和5年12月19日(火) 午後1時～4時

場 所 北名古屋市役所西庁舎
相 談 会 相談員 久田研修部長 土井正人会員
相談者 0名

日 時 令和6年1月4日(木)
午後1時30分～3時30分

場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 相談員 西原公正会員 石谷隆弘会員
相談者 0名

日 時 令和6年1月11日(木)
午後1時30分～4時30分

場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)

相 談 会 相談員 中島業務管理部長 春原義昭会員
相談者 3名

日 時 令和6年1月15日(月) 午後1時～4時

場 所 岩倉市役所市民相談室
相 談 会 相談員 池山正彦会員 西原公正会員
相談者 2名

セミナー・相談会の開催予定

日 時 令和6年3月7日(木)
午後1時30分～4時30分

場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)

相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年3月14日(木) 午後1時～3時
場 所 扶桑町いこいの家
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年3月19日(火) 午後1時～4時
場 所 北名古屋市役所東庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年3月27日(水) 午後2時～4時
場 所 レディヤンかすがい (愛知県春日井市)
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年4月4日(木)
午後1時30分～3時30分
場 所 江南市役所西分庁舎
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年4月4日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年5月9日(木)
午後1時30分～4時30分
場 所 ふれ愛サポートセンタースピカ内相談室
(愛知県大府市)
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年5月13日(月) 午後1時～4時
場 所 岩倉市役所市民相談室
相 談 会 成年後見等無料相談会

日 時 令和6年5月15日(水) 午後1時～3時
場 所 犬山市役所会議室
相 談 会 成年後見等無料相談会

※尚、日程等は中止及び変更になる場合があります。

コスモス業務相談会

業務相談をご希望の会員は、相談希望日の2週間程度前までに事務局へ連絡をして日程調整をしてください。

申込先 コスモスあいち事務局
TEL 052-908-3022

あとがき

伝えるということ

今これを書いているのは令和6年が明けて間もない頃。元日早々に能登半島地震が発生し、ライフライン等が寸断され孤立した地域には、現在の必要な情報が伝わらない状況があった。そして翌日2日には羽田空港での航空機事故。原因として挙げられたのは、管制官と海保機との交信内容の理解の相違。どちらもキーになるのは「情報の伝達」と言うこと。如何に情報を伝えることが難しく、そして大切であるということが慮れた。広報部員としてこれを思うに、今後どのように各会員に必要な情報を伝えていくのか、また伝えなければならないのか、この広報誌等の情報ツールを駆使し可能な限り努力していきたい。

広報部員 入山 康彦

《今月の表紙》 「中部国際空港 セントレア」

中部国際空港、愛称セントレアは、2005年2月に愛知県常滑市において開港し、2024年1月現在は国際線18都市、国内線17都市を結んでおり、開港以来中部地方における空の玄関口として人流、物流に重要な役割を担ってきました。

セントレアは、すべての人が使いやすい空港を目指して設計の段階から障がいのある方や学識者の検討・検証を重ねて建造されており、各設備においても細かな部分に配慮され、すべての人が安全・快適に過ごすことができます。

また、空港内にはボーイング787初号機の展示をメインとした複合商業施設である「フライト・オブ・ドリームズ」をはじめとして様々な施設があり、イベントプラザ、スカイデッキやセントレアホールなどでは一年を通してイベントが行われているので、旅をするだけでなく観光スポットとしても楽しむことができます。

セントレアのある空港島に目をむけると、2019年8月に愛知県国際展示場（Aichi Sky Expo）がセントレアの隣にオープンするなど、多種多様な楽しみ方・過ごし方が増え、これまでセントレアを含めた空港島は、地域の発展にも貢献してきました。

今後もセントレア、地域の更なる発展が期待されています。

写真：中部国際空港株式会社提供

文章：同社許諾済

会報323号 担当

広報部	担当副会長	内藤 広子
	部長	野崎 晃
	次長	武 譲二
	部員	入山 康彦
会報委員会	部員	貝田 和美
	委員長	長峰 均
	副委員長	石原 遙
	本号担当委員 (表紙)	岡田晋太郎
	(会員訪問記)	須田 充

会報323号 令和6年3月1日発行

発行人 竹田 勲
編集人 野崎 晃

発行所 愛知県行政書士会

〒461-0004

名古屋市東区葵一丁目15番30号

TEL 〈052〉 931-4068 (代)

FAX 〈052〉 932-3647

E-mail info@aichi-gyosei.or.jp

https://www.aichi-gyosei.or.jp

印刷所 日大印刷株式会社

愛知県行政書士会 令和6年度第74期定時総会

日程 令和6年5月30日(木)

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

愛知県行政書士政治連盟 令和6年度定期大会

日程 令和6年5月30日(木) 定時総会終了後

場所 ANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋

行政書士ADRセンター愛知



自転車事故に関する紛争※

- ・自転車と自転車の衝突
 - ・自転車と歩行者との衝突
 - ・自転車が引き起こした物損事故
- ※自転車以外の車両との衝突事故は除きます。

※の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。



愛護動物(ペットその他の動物)に関する紛争※

- ・ペットによる噛みつき、引っかき事故
- ・ペットが受けた噛みつき等の損害事故
- ・血統書付きのペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・猫へのエサやりに関する紛争



居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争

- ・敷金精算に関する紛争
- ・賃貸建物の原状回復費用の負担割合に関する紛争



外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

- ・外国人に対する職場ハラスメント
 - ・外国人の職場での待遇についての不満
 - ・外国人の就学者に対するいじめ
 - ・外国人就学者から学校へのクレーム
- ※職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争

行政書士ADRセンター愛知の紹介

- 運営主体：愛知県行政書士会(所管)
行政書士ADRセンター愛知運営委員会
 - 実施主体：運営委員会が選任した手続実施者
 - 実施場所：名古屋市東区葵一丁目15番30号
愛知県行政書士会館
 - 実施日：毎月第1、第3火曜日、午前10時から午後4時まで
(祝日・休日・年末・年始は休み)
- 当センターは、法務大臣より認証を受けた紛争解決事業者です。(認証番号No.62)
 - 当センターの利用に当たっては、事前に重要事項の説明を受けていただきます。
 - 当センターをご利用になるには、申込書や所定の資料を提出していただきます。

ADR専用 Tel.052-908-3021



●地下鉄東山線「新栄町」駅2番出口より徒歩5分